

関西大学 法科大学院

自己点検・評価報告書

第2号



関西大学 法科大学院

自己点検・評価報告書

第2号



関西大学大学院法務研究科(法科大学院)

関西大学大学院法務研究科(法科大学院)

関西大学法科大学院自己点検・評価報告書 刊行にあたって

法務研究科長

今 西 康 人

関西大学法科大学院は平成18年（2006年）の完成年度を経て、平成19年度（2007年度）を無事終了した。発足して4年、わが法科大学院は、司法制度改革における人的基盤の拡充（法曹人口の増加）と21世紀型の新しい実務法曹を養成する中核機関としてその理念に従い、忠実にその使命を果たそうとしてきた。発足後数年、教育のみならず施設・設備・組織等に関する想定内又は想定外の大小様々な問題又は局面に遭遇しつつも、我々はその都度それらに対して真摯に対応することを通じて、ようやく法科大学院の運営も徐々にではあるが軌道に乗りつつある。完成年度に至るまでに文部科学省に対して行った数回の履行状況報告において一切の留意事項が本学法科大学院に対し付けられなかったことは、以上のことの証左であると自負している。

もちろん、自己点検とは不断の検証と改善を求めるものであり、停滞することは許されない。とりわけ、実務法曹の養成を目的として理論と実務とを架橋する教育を行い、ソクラテス・メソッド方式で講義を進める法科大学院では、限られた授業回数の中で最大限の教育効果が達成できるよう、教員による教材の作成・改訂、授業運営の工夫、教員研修等適正な教育内容・方法を実施すべく絶えまぬ努力を行うことが要請される。したがって、我々は特にFD活動の拡充と日常化に向けて邁進する必要がある。加えて現在のところ、入学する学生の平均像が年々変化し、また専任教員数に比較し教員の異動が割合顕著である状況では、時宜に適った、スピード感のあるFD活動、さらに組織運営が不可欠である。

今回、第2号として刊行する「自己点検・評価報告書」は、法科大学院の日常の自己点検とFD活動をまとめると同時にデータを示し、現時点で残された課題又は検討事項を明らかにすることによって、今後これらの解決又は改善を実行しようとするものである。同時に、本報告書は法科大学院の組織とその活動に関する透明化を図るべく、学内外に対し情報公開を行っている。法科大学院の活性化のためにも、学内外からの忌憚のない建設的意見を期待したい。以上を以て「刊行にあたって」の言葉とする。

蛇足ながら、最後に一言述べておきたい。法科大学院及びそこで学ぶ学生にとっては特に最近逆風となるような厳しい局面を迎えている。本学法科大学院が司法改革の一翼を担うべく新しい制度を忠実に運営し、相当な人的エネルギーを費やして真摯かつ謙虚に自己点検を行っている現状を本報告書によってご理解頂くと共に、司法制度改革という国家的事業の一環として創設された法科大学院制度の理念が決して脆弱なものでないことを願ってやまない。

2008年3月

目 次

1	理念・目的ならびに教育目標	1
2	教育の内容・方法等	8
3	教員組織	27
4	学生の受け入れ	35
5	学生生活への支援	43
6	施設・設備、図書館	47
7	事務組織	52
8	管理運営	54
9	点検・評価等	58
10	情報公開・説明責任	60
	資 料	62
	結びに代えて	69

1 理念・目的ならびに教育目標

【現状の説明】（「評価の視点」1-1から1-5まで）

法科大学院は、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールであり、司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的とし、司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関である。そこでは、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質、さらには、社会や人間関係に対する洞察力、職業倫理、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力を備えた法曹を養成することが目標となる。関西大学法務研究科（法科大学院）も連携法1条が定めるこのような目標・目的を達成するために設置された専門職大学院である。

関西大学は、明治19年（1886年）創立の関西法律学校をその前身とし、大学昇格当時の学長である山岡順太郎により提唱された「学の実化」は本学の一貫した教育理念である。学理と実際との調和、国際的精神の涵養等をその柱とする理念は戦前から本学の法学教育において実践されてきた。理論教育と実務の架橋を目指す法科大学院における教育は、まさに本学におけるこの教育理念に従ったものであるといえる。

1-1 理念・目的ならびに教育目標の明確な設定：理念

固有の教育理念として、本学法務研究科は以下の3つを設定している。すなわち、「学の実化」は、法学においては、法学の社会的実践を意味する。その第一として、戦後、関西大学は、「正義を権力から守れ」を法学教育の理念とし、人権教育に力点を置いてきた。人権の実現は、全体的な社会システムの問題であることはいうまでもない。したがって、関西大学法科大学院における教育理念は、第一に社会正義を実現することを目指す法曹の養成にあるが、そのみにとどまらず、第二に、現代社会における原動力となる経済・先端技術の開発・社会的還元の法的枠組みを研究・教育することによって、単に紛争の事後処理だけでなく、紛争予防のための法的枠組みを立案し、経済・技術戦略を法的にバックアップする実務能力を備えた法曹を育成することも、「学の実化」の内容である。第三に、社会問題および経済取引のグローバル化、ボーダーレス化により、経済格差、戦争、圧政によって生み出される貧困等で苦しむ人々の救済や紛争予防の法的枠組みの必要性も国際化しつつあるから、こうした傾向にも対応できる国際的精神・視野の涵養により国際的法曹を養成することも「学の実化」の具体的内容となる。

以上の教育理念に照らし、本学法務研究科は次の3つの特性を兼ね備えた法曹を養成したいと考えている。

①プロフェッショナル・ロイヤー

理論応用力と実務的処理能力の双方を備えたバランスのとれた専門家としての法律家を養成すること。

②ヒューマニタリアン・ロイヤー

豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識に裏打ちされた、人権感覚に優れ、民主主義と個人尊重の理念の実現を目指す法律家を養成すること。

③クリエイティブ・ロイヤー

複雑化・多様化する現代社会で日々生起する新たな問題に対処する法創造・法適用のできる法律家を養成すること。

1-1 理念・目的ならびに教育目標の明確な設定：目的

本学法務研究科は、達成目標において既述したように、実務法曹養成に特化した教育を行う専門職大学院として、司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することにつき他の法科大学院と同様その一翼を担うことを目的として設立された。具体的には、プロセスとしての実務法曹養成システムにおいて、司法試験、司法修習と連携し、理論的かつ実践的な教育を体系的に実施する基幹的な高度専門教育機関として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質、さらには、社会や人間関係に対する洞察力、職業倫理、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力を備えた法曹を養成することを目的としている。

1-1 理念・目的ならびに教育目標の明確な設定：教育目標

さらに本学法務研究科では教育目標を次のように設定している。すなわち、実務法曹の養成のための中核的教育機関である法科大学院では、その教育は司法試験および司法修習との有機的連携を図らなければならず、法科大学院の課程を修了した者に新司法試験の受験資格が認められる（法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律第1条参照）。したがって、少人数による密度の高い授業により、理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、将来の法曹としての実務に必要な学識およびその応用能力・弁論能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養することがその教育目標となる（同法第2条1号参照）。

これを敷衍して言うなら、第一に、本学法務研究科の課程を修了し、将来、新司法試験を受験し、裁判官、検察官または弁護士となろうとする者に対し、まず必要な専門的な法律知識および法的な推論の能力を修得させ、さらに必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成および論述の能力を修得させることがその目標となる。その際、社会人および非法学部出身者に門戸を開放し、かつ、現行司法試験における知識偏重型の弊害を是正することを目的として設置された法科大学院では、法律知識の修得に偏重せず、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力を重視した教育を実施することが重要である。第二に、いわゆる実務関連科目につき導入教育を行うことによって、裁判官、検察官または弁護士としての実務に必要な能力を修得させることを目的とする司法研修との有機的連携を確保・徹底することがその教育目標となる。第三に、公法系科目、民事系科目および刑事系科目のみならず、先端・展開科目の幅広い履修によりこれら分野に関する理論および実務上の基本的学識を修得させ、将来これら分野に特化した専門法曹となり得る能力を養うとともに、基礎法・学際分野科目の履修により人間性に根ざした哲学的思考と法隣接分

野に関する豊かな知見を養うことをその教育目標とする。

以上3つの教育理念は、法科大学院の教員配置、カリキュラム、アドミッション・ポリシー等に次のように具体化されている。①実務経験豊かな教員を十分に配置し、単なる実務的法技術を修得させるにとどまらない、法曹としての精神を修得させるカリキュラムを策定する。実務関連科目を充実させるのみならず、法律基幹科目にも、優れた学識を有し、経験豊かな実務家を配置する。②先端・展開科目群において消費者、家族、少年、労働者、市民的公共圏の諸問題にかかわるカリキュラムおよび教員を配置する。③すでに別の専門を学び、実践した専門家を法曹として養成し、複数の専門分野に精通する現代社会にふさわしいマルチ・スペシャリストたる法曹を養成する。そのため、学生の関心の強い学際分野の講義を行い、専門家たる社会人を受け入れるというアドミッション・ポリシーを掲げる。④外国人の教員（非常勤）を配置し、また、涉外法務を専門とする実務家教員および研究者教員を配置し、外国法を修得させ、現代民商法、とくに国際ビジネスに対応しうる法曹を養成する。そのため、語学能力に長けた学生を受け入れるというアドミッション・ポリシーを掲げ、国際取引法、現代中国ビジネス法、国際法、外国法等の科目を置いている。

また、上記教育目標に従い設けられたカリキュラムに基づき、1年次生には、社会人も含めて原則として2クラス制編成（例えば、法学部出身者と非法学部出身者によるクラス分割）を多くの科目につき行い、実務を意識した基礎的な理論教育を行い、専門的な法律基礎知識および法的な推論に関する基本的能力を修得させている。2年次生および3年次生には、まず六法系科目につき演習方式の講義により専門学識並びに法的な分析、構成および論述の能力を修得させている。その際、実践的法律知識と実践的な理解力、思考力、判断力を養い、実務教育の架橋となりうる教育効果を図るべく、実務家教員が単独に、または研究者教員とペアとなって講義を行うと共に、研究者教員と実務家教員の共同作業により作成された教材を使用し、双方の意見を集約した講義運営を行っている。さらに、民事裁判の基礎、刑事実務の基礎、刑事模擬裁判、民事紛争実務論、民事または刑事実務特殊講義等の実務関連科目において実務家教員により実務教育の導入部分につき講義を行い、司法研修との有機的連携を確保・徹底している。いわゆる先端・展開科目においては知的財産法、経済法、労働法、中国ビジネス法の分野につき将来専門実務家として発展できる素地を育成すべく、これら各分野につき3以上の講義または演習科目群から成るエキスパート・ユニットを設け履修指導によって講義と演習のセット履修を誘導することにより、先端法分野の学識を深化させる工夫を施している。そのほか、現代ビジネス法、国際法務、国際法、市民生活法など多様な分野につき数多くの共通科目を配置し、さまざまな先端分野において将来これらに特化した専門法曹となり得る基本的能力を養わせている。最後に基礎法・学際分野では法哲学・法理論、法と社会1～5（テーマ：法と倫理、法と環境、法と家族、法とメディア等）の科目を配当し、哲学的思考と法隣接分野に関する豊かな知見を修得させている。

1-2 理念・目的ならびに教育目標の法科大学院制度の目的への適合性 について

本学法務研究科が掲げる「学の実化」の具体的内容となる3つの教育理念およびこれに

従い養成される3つの特性を備えた法曹像は、「連携法」2条1号が定める法曹養成における法科大学院の基本理念に従うものであること、また、本学法務研究科の設置の目的は法科大学院制度の設置目的（「連携法」1条参照）を忠実に実現するものであること、さらに、本学法務研究科が掲げる3つの教育目標は、法科大学院における実務法曹養成に特化した教育の目的・特性に従ったものであることから、**1-2 理念・目的ならびに教育目標の法科大学院制度の目的への適合性**に係る要請に応ずるものである。

1-3 理念・目的ならびに教育目標の学内周知 に関しては、上記3つの教育理念および教育目標は、学生に対してはカリキュラム、アドミッション・ポリシー、在学生対象の講演会、懇談会等の各種行事、新入生用入学オリエンテーション行事等を通じて周知徹底を図っている。教員に対しては法科大学院特有の教員配置により教員間の認識を深めると共に、配当年次別または分野・科目群別の担当教員による教材の作成・改訂・テスト問題作成等を通じ、また教授会における教育懇談会、FD活動等を通じ理念と教育目標の周知徹底を図っている。いわゆる非常勤教員に対しても教育理念および教育目標につき認識の共有を図るべく面談または文書等の所作をとっている。

なお、開設当時は、学生および教員において以下の状況が見られたが、現在はこれもなくなっている。まず学生においては、法科大学院教育のプロセス成果を確認する新司法試験の具体的内容が未だ明らかでなかったため、本学の教育理念・目的および教育目標に対して一抹の不安を感じていた者、特に既修コースの者も、教員との懇談会を通じ、これを理解するようになり、加えてサンプル問題の公開、プレテストの実施を契機にして、法科大学院教育の成果を検証・確認する新司法試験の意義を認識し、本学法務研究科の理念・目標を受け入れてくれるようになった。専任教員においては開設1年目には先端・応用科目の受講者が少なかったため、六法系科目の教員と他の科目の教員との間に理念・目的の共有につき若干意識の齟齬がみられた。しかし、現在では、現実の講義経験、教授会における教育懇談会での情報交換・意見交流を通じ齟齬は解消されている。

以上、法科大学院制度および本学法務研究科独自の教育理念・目的につき開設初年度である平成16年度の春学期途中まで学生の一部には若干理解不足の点が見られたが、それ以降これも解消されている。教員の側は、設立当初から理念・目的を概ね共有でき、確かに最初は新しい教育法につき意気込みが空回りする面があったが、新しい実務法曹の養成機関の中核としての重責を認識した教育が実施できたと思われる。例えば、六法系教員は各科目につき教材の作成、改訂、レポート添削、講義の準備・改善、厳格・公正な成績評価等膨大な精力を費やし、学生の授業評価に十分耐え得る教育サービスを提供したと自負している。その結果、本学の教育目標は多くの学生に対し概ね達成できたと思われる。初年度から平成19年度を振り返るなら、最初の2年間は順調に滑り出し、平成18年以降も、概ね順調に進行している。

1-4 理念・目的ならびに教育目標の社会一般への公開 については、本学法務研究科独自の教育理念・目的および教育目標については、関西大学法科大学院に関するパンフレ

ット、関西大学のホームページ (<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/>) 等を通じ、学内外に公開・発信を行っている。また、入試要項、学内外の進学説明会等において出願を希望する者に対しこの教育目標をアドミッション・ポリシーとして明示し、本学が養成しようとする具体的な実務法曹像を明らかにしている。その結果、本学の受験生は、明確な志と旺盛な学習意欲をもっている。また、入学者は新たな法曹養成システムとしての法科大学院に対する期待が大きく、社会人、非法学部出身者に門戸が開放され多様な生活または社会経験を経た様々な年齢の者が本学の理念に従い新しい実務法曹になるべく勉学に集中している。この点は特に未修コースの学生につき顕著である。

1-5 教育目標の検証 については、本学法務研究科では、例えば、授業においては、法律知識の修得に偏重せず、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力を重視した教育を行っているが、教育目標の達成状況は、具体的には以下のような状況にある。六法系演習科目における教育目標が一面的または暗記型の法律知識の修得にあるのではなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力を修得することにあることを、教員が折に触れて説明していることから、現行司法試験の受験経験者も含め多くの学生はこの点をよく理解し、懸命に能動的勉学に取り組んでいる。また、実務関連科目については、実務教育の導入部分を教育する法科大学院教育の趣旨を履修説明会等を通じて理解し、実務法曹の養成のための新しい実務教育に対する強い関心と期待に基づき意欲的な勉学を行っている。さらに、先端・展開科目については、経験豊富な教員の授業内容に触発されて、実務法曹として将来専門分野が持てるよう学生各自は幅広い科目履修を行っている。特に、本学の特色の一つとして設けた中国ビジネス法の諸科目については多くの学生が関心を示し、意欲的に勉学に取り組んでいる。基礎法学・学際分野についても今まで経験したことのない知的好奇心に基づき法哲学を勉強する者も見られる。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」1-1から1-5）

1-3 理念・目的ならびに教育目標の学内周知 については、いくつかの問題点も浮かび上がっている。まず①法曹への入口として待ち受けている新司法試験が当初の法科大学院構想において前提とされていた70%～80%の合格率とは異なり、50%を大きく下回る事が確実に予想される状況となったため、勢い法科大学院学生らにおいては、理念よりもまず合格、という風潮が見受けられるようになってきた。学生らに法科大学院の理念を担うモチベーションを維持させることは、次第に難しくなっている。入学者の半数以上は法曹になることはできないという状況が将来的に固定化するのであれば、入学者数を絞り込むなり、あるいは、法曹以外の進路を想定したカリキュラムを策定するなどの対応策の検討が必要になる（後述「将来への取り組み・まとめ」参照）。次に②過渡的現象ではあるが、いわゆる司法試験浪人から既修コースに入学した者については平成16年度および平成17年度には現行司法試験合格者枠の拡大があったため、入学後も二足のわらじを履く者が散見され、教育理念および教育目標につき必ずしも十分な理解が得られない状況にあった。しかし、平成18年以降、状況は一変し、このような現象は見られなくなった。新卒等

の現行試験未経験の既修進学者が増加傾向にある。既修のみならず、未修でも入学者が若年化するに伴い、法科大学院の理念・目的・教育法等につき十分理解しないまま、曖昧な進路動機に基づき入学する者が出現し始めている。これらの者に対してはあらゆる機会を通じて本学法務研究科の理念・目的・教育法の周知徹底を図る必要がある。さらに③先端・展開科目については知的関心のあり、かつ、将来自身が専門法曹となるべくこれら分野につき基本的な知見を修得させることを目標としたにもかかわらず、現実には学生の側が法科大学院の修了要件に拘泥し、いわゆる保険をかける履修行動が目立った。この点、既に初年度から履修説明会等で先端・展開科目の設置目的を説明し、保険をかける目的からの過度の履修登録を慎むように徹底したため、改善されつつある。ただ、本学の場合、全学レベルでは履修登録を年度開始時に秋学期分も含め一括して行うシステムを採用しているため、秋学期における履修取消または変更が原則としてできず、3年次に44単位の履修制限単位をすべて登録する学生が相当数存在するのが現状である（なお、現在、秋学期の履修登録科目につき履修取消を認める制度を全学的に導入するか否か検討中である）。また④担当科目・分野と理念・教育目標との関係、教員の担当科目数に関わる問題ではあるが、六法系教員と先端・展開科目の教員との間に理念・教育目標につき若干認識の差が見られる。前者の教員についてはその理念・教育目標を真摯に理解し、当該科目の教育を行う結果、研究教育活動の中で教育が占める割合が格段に増加し、負担増の感覚を共有している。他方、後者の教員は専任ではあるがカリキュラム上担当科目数があまり多くなく、多くの者が法学部または法学研究科との兼任教員となり、かつ、教育目標としても六法系科目のような実務教育への架橋を目的とした十分な理論教育が求められていないため、法科大学院教育の目標設定の認識につき若干のずれが見られる。また、教育目標の設定が六法系科目と異なるため、これら科目を受講する学生側における勉学の取り組みに対する甘さも散見される。ただ、平成19年度のカリキュラムの改革によって先端・展開科目の各分野につき各科目の単位数を増やし、学生が当該科目に対してより深い知見を獲得し、同時に、これら教員が法科大学院教育により重点を置いた教育活動を行うことが可能となり、改善の方向にある。最後に⑤実務家教員につき初年度大学における教育経験の浅い、またはない者については教育目標を達成する上で不可欠な教育指導およびクラス運営の点で若干混乱が見られたが、FD活動すなわち学生の授業評価、研究者教員等による授業参観とその結果に関する意見交換、教授会の教育懇談会等によって解消されつつある。もちろん、新たに赴任する実務家教員に対しては今後も同様の施策を実施していく必要がある。また、理論教育に重点を置いた科目（例えば、2年次の法律基幹科目の一部）の担当者を決定するにあたっては、当該科目の性質、具体的な教育目標、教育内容等を踏まえ、かつ、実務教育との架橋の具体的な内容を斟酌しながら、慎重に判断していく必要があると考えている。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」 1-1 から 1-5 まで）

1-1 理念・目的ならびに教育目標の明確な設定 については、他律的要因に左右され現時点では断定できないが、新司法試験の合格者数によっては、本学法務研究科においても一定の改革を行わざるを得ないことを指摘しておきたい。まず、第一に、各法科大学院

の入学定員、授業料等につき旧国公立大と私大との間で自由競争が今後も行われる限り、私大では特に入学定員の縮減等の入試改革を将来検討しなければならない。第二に、法務博士の法曹以外の進路についてはパラリーガル資格、公務員資格等、国の新たな施策に関する今後の展開を見ながら、対応するカリキュラムの改革を慎重に検討しなければならない。これと関連して第三に、パラリーガル、公務員、民間会社の法務部等に関する就職情報の提供等の面で本学のキャリアセンターとの連携を図る必要が出てこよう。第四に、実務法曹の養成のみならず、司法修習中または後の法曹としての就職活動に対しても一定の支援を弁護士会の支援と他の法科大学院との連携の下、実施する機関としての社会的要請が強まれば、これを検討する必要があると考えている。

2 教育の内容・方法等

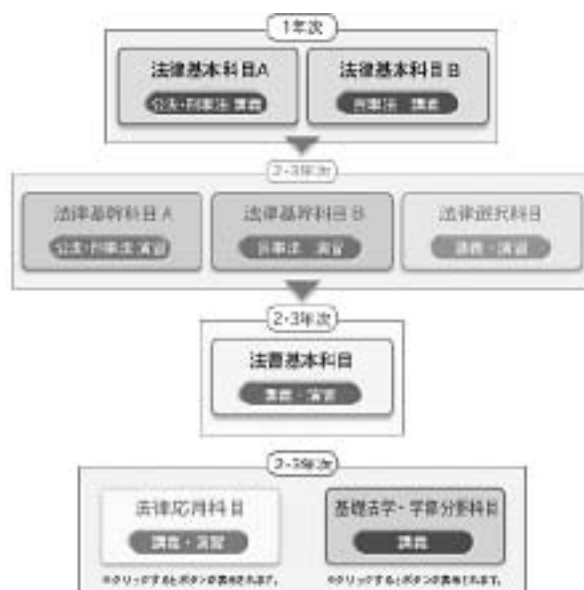
2 - (1) 本学のカリキュラム

(ア) カリキュラムの基本的な仕組み

【現状の説明】（「評価の視点」2-1 から2-5 まで）

2-1 法令が定める科目の開設状況とその内容の適合性 については、8つの科目群（法律基本科目A・同B、法律基幹科目A・同B、法律選択科目、法曹基本科目、法律応用科目、基礎法学・学際分野科目）に分けて授業科目を配置しているが、その開設状況および内容は次のようになっており、法令基準を充足している（p.10の〈カリキュラム表〉も参照）。

〔関西大学法科大学院のカリキュラム体系〕



（本学法科大学院ホームページより）

第一に、1年次に配当される法律基本科目A・同Bについては、基本的な3つの法分野である公法（1年次は憲法のみ）、民事法（民法、商法、民事訴訟法）および刑事法（刑法、刑事訴訟法）につき基礎となる学識を修得させるべき科目を配当した。なお、平成18年度までのカリキュラムでは、導入講義として入学当初の4月に基本演習（自由科目）を短期集中で行っていたが、オリエンテーション行事や授業開始の時期に重なり、スケジュールが過密になっていたため、平成19年度から基本演習を廃止する一方、入学前事前指導として、11月中旬から3月にかけて、入学前事前指導を実施している（詳細は後述「2 - (2) (イ) 履修指導・学習相談体制」p.18参照）。

第二に、法律基幹科目A・同Bについては、法曹養成教育の中の法理論教育において中心を占めるので、ケース・スタディを中心とした対話または討論形式の少人数演習・講義を基本とすることによって、各受講生の理解度を確認しながらきめ細かな教育指導を行い、法曹として要求される法的思考能力・分析能力の徹底した育成と向上を目指している。科目数については、上記3つの法分野の中でも将来の法曹において特に必要性の高い民事法分野の科目数（2単位×3科目の民法演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、および各2単位の民事訴訟法演習・会社法演習・商法演習）の充実に相当程度配慮した。さらに、実務との架橋を図るべく、訴訟法科目のいくつかは実務家教員が担任するとともに、実体法と手続法の総合演習では研究者教員と実務家教員の連携による教育を行っている。

第三に、法曹基本科目については、専門的職業人である法曹に対し要求される職業倫理、職業意識、職業上必要とされる実務的能力とスキル等の涵養を図るべく、相当数の実務家教員により多様な科目（民事裁判の基礎、刑事実務の基礎、民事・刑事実務特殊講義、刑事模擬裁判等）が提供できるように特に配慮した。また、リーガルクリニックでは、法律相談の意義、実習の心構え、カルテの作成要領について、エクスターンシップでは、弁護士業務の意義、守秘義務の重要性などについて、演習形式で討議するとともに、リーガルクリニックについては大阪市内の裁判所近くに位置する大阪府立中之島図書館別館に設けられた「関西大学中之島センター」（ホームページ<<http://www.kansai-u.ac.jp/Kouhou/nakanoshima.html>> および同センターのリーフレット参照）で引き受けている無料法律相談に同席し、エクスターンシップでは弁護士事務所に派遣することにより、実習の形態で教育を行い、実務法曹のためのいわば臨床実習を通じて、法科大学院で涵養される職業上の資質・能力・意識・スキルのトライアルの場ともなるようにした。リーガルクリニックは、学生が直接市民と向き合うことによって、修得した専門知識を社会奉仕により社会に還元し、市民のための法曹としての職業意識を涵養する場でもある。

第四に、法律応用科目、いわゆる先端・展開科目においては、計37科目に及ぶ多様な科目を開設し、そのうち知的財産法、経済法、労働法、中国ビジネス法についてはエキスパート・ユニットを設け、講義と演習のセット履修を誘導することにより、先端法分野の学識を深化させる工夫を施している。エキスパート・ユニット以外の共通科目のうち、特に現代ビジネス法および国際法務・国際法に関わる分野では、現代的な民事紛争および涉外紛争に対して、幅広い学識をもって問題を解決しうる能力を育成できるように、上記中国ビジネス法講義・演習のほか、金融法、国際契約実務論、国際人権・人道法、国際経済法、国際取引法、涉外法律実務演習等の科目を置いた。また、担当教員についても、現代ビジネス法に関わる諸科目については、企業法務または政府機関出身の教員を配置し、知的財産権をめぐる紛争、さらに多様な金融・経済取引から生起する紛争などの現代型の民事事件に対して、将来十分対応できる実務的基礎能力を養成することによって、21世紀の法曹養成に対するこの分野の実務界の需要に応えられることを企図し、国際法務・国際法分野には国際人権法の専門教員、涉外事件を担当した企業法務出身教員、および中国ビジネス法に精通する実務家教員等を配置し、国際取引紛争、涉外事件、国際人権問題の解決を担い、国際的に活躍し得る国際派の法曹を養成することを目指し、グローバル化した21世紀

の社会的要請に応えられるように配慮した。一方、共通科目のうち市民生活に関わる法分野である行政手続・情報公開法、現代法特殊講義1（不法行為実務講義）、現代法特殊講義4（消費者取引法）、現代法特殊講義5（家事事件手続法）等には、研究者教員および実務家教員を配置して、市民生活に関わる多方面の法的紛争の解決を担いうる市民派法曹を養成することを目指している。

〔カリキュラム表〕

基準法令	類 別		授 業 科 目		
法律基本科目群	法律基本科目 A	必修科目	憲法 I（統治の基本構造）	刑法 II（各論）	
			憲法 II（基本的人権）	刑事訴訟法	
			刑法 I（総論）		
	法律基本科目 B	必修科目	民法 I（財産取引法総論）	民事訴訟法	
			民法 II（財産取引法各論）	商法（会社法）	
			民法 III（不法行為法）		
		自由科目	民法 IV（家族 1）	商法（取引法）	
			民法 V（家族 2）		
	法律基幹科目 A	必修科目	公法総合演習 I（基本的人権）	刑事訴訟法演習	
			公法総合演習 II（司法制度論）	行政法演習	
			刑法演習 I	刑事法総合演習	
			刑法演習 II		
	法律基幹科目 B	必修科目	民法演習 I	会社法演習	
			民法演習 II	商法演習	
			民法演習 III	民事法総合演習	
			民事訴訟法演習		
法律選択科目	選択科目	行政法概論	民事訴訟法発展講義		
		行政救済法	会社法発展講義		
		憲法判例演習	公法・刑事法 LW&D 演習		
		民法判例演習	民事法 LW&D 演習		
法律実務基礎科目群	必修科目	法曹倫理	刑事実務の基礎		
		民事裁判の基礎			
	選択科目	リーガルクリニック	刑事模擬裁判		
		エクスターンシップ	民事紛争実務論		
展開・先端科目群	法律応用科目	エキスパート・ユニット	選択科目	知的財産法 1	労働法 2
				知的財産法 2	労働法 3
				知的財産法演習	労働法演習
				経済法 1	中国ビジネス法講義 1
				経済法 2	中国ビジネス法講義 2
				経済法演習	中国ビジネス法講義 3
				労働法 1	中国ビジネス法演習

展開・先端科目群	法律応用科目	共通科目	選択科目	金融法	行政手続・情報公開法
				倒産法 1	租税法 1
				倒産法 2	租税法 2
				国際契約実務論	環境法
				民事執行・民事保全法	現代法特殊講義 1 (不法行為実務講義)
				国際人権・人道法	現代法特殊講義 2 (少年法)
				国際公法	現代法特殊講義 3 (経済刑法)
				国際司法	現代法特殊講義 4 (消費者取引法)
				国際経済法	現代法特殊講義 5 (家事事件手続法)
				国際取引法	現代法特殊講義 6 (知的財産実務)
				国際法演習	現代法特殊講義 7 (倒産処理手続)
				涉外法律実務演習	
基礎法学・隣接科目群	基礎法学・学際分野科目	基礎法学分野	選択科目	法哲学・法理論	比較法
				法哲学・法理論演習	
	学際分野	選択科目	法と社会 1 (法と家族)	法と社会 4 (法と環境)	
			法と社会 2 (法とメディア)	法と社会 5 (法と東西文化)	
		法と社会 3 (法と倫理)			

2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設 については、まず、職業的倫理観と豊かな人間性・市民感覚を涵養することを目的とした法曹倫理（講義科目・必修科目）、リーガルクリニック（実習科目・選択必修科目）等の法曹基本科目を設置した。また、外国法に関する知見を修得させ、また国際的視野の養成と法学に関する語学力の向上に重点を置くべく、基礎法学・学際分野科目にアメリカ人実務家による実務重視した講義科目（比較法）を配置し、また、国際法務に関する科目として中国ビジネス法を専門とする弁護士教員による中国ビジネス法講義・同演習といった科目も設けている。特に中国ビジネス法関係の4科目については、エキスパート・ユニットの一つとして集約している。さらに、新たな法的問題または法と隣接する諸分野に対する幅広い視野に立った洞察力を育成すべく、法とメディア、法と家族、法と東西文化等の学際分野をテーマに取り上げる「法と社会1～5」の講義科目を設けている。

2-3 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮 に関しては、現代社会の諸問題について、法的な視点に立った基本的理解とその解決能力を育成し、また六法分野以外の諸法分野について、知識の修得による多元的・複眼的な法的思考能力の涵養を目的とするとともに、法曹としての国際感覚を養成し、さらに幅広い視野に立った社会・人間関係に対する洞察力の育成を目的とする法律応用科目およびこれを補充する基礎法学・学際分野科目を設け、一部科目については講義科目と演習科目とに分けることとした。配当は2・3年次とし、2年次から一部の科目を順次履修できるようにするとともに、六法系の理論教育の配当が少なくなる3年次に重点的に履修させ、六法科目の履修とのバランスを図っている。また、先端的法分野の体系的・専門的知見を系統的な学習によって修得させるため、平成18年までのカリキュラムでは、法律応用科目に3つの分野を設け、複数分

野の履修を義務づけ、本学の特色としていたが、学生の負担が過重になっている点を考慮して、平成19年度からは、上述のように一定の先端科目についてエキスパート・ユニットとしてくり、講義と演習のセット履修を誘導することによって、体系的・専門的知見の修得を促す仕組みを取り入れた。一方、その他の先端的法分野科目は共通科目として、自由な履修を認めることとしている。

2-4 カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置 については、法曹養成に特化した教育にあつては法理論教育がその中心を占め、その中でも公法、民法および刑事法が重要かつ基本的な3つの法分野に位置することから、法学未修者1年次生に対しては、これら3つの法分野につき、体系的な学識の修得および基本的な事例研究による基本的知識の確認を目的とする法律基本科目A・同B（自由科目3科目を含む）を設けている（ただし、公法分野は憲法Ⅰ・同Ⅱのみ）。また、2年次生またはいわゆる法学既修者に対しては、これら上記3つの法分野に関わる科目（ただし、公法分野に行政法を加える一方、民法は財産法分野に特化）につき、その知識・理解を段階的に深化させるとともに、特に対話方式の少人数演習科目を通じて、法曹として要求される法的思考能力・分析能力の育成と向上を目的とする法律基幹科目A・同Bを設けている。同時に法律基幹科目A・同Bの中の3年次配当科目である公法総合演習Ⅱ（司法制度論）・刑事法総合演習・民法総合演習の各授業においては、実務との架橋を強く意識して、実務家教員が参加・担当し、理論教育のみならず、実務を意識した実体法・手続法の教育および実体法と手続法の統合教育をも行っている。なお、平成18年度までのカリキュラムでは、法律応用科目については系統的履修を徹底すべく、演習科目についてはこれに対応する講義科目の履修を先修条件としていたが、平成19年からの新カリキュラムでは、より自由に法律応用科目を履修させる機会を確保すべく先修条件を外す一方、エキスパート・ユニットの各科目については履修指導により系統的学習を指導している。

2-5 法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫 については、法理論教育にあつても、司法試験および司法修習と有機的な連携を図る必要がある。これを実現するため、授業内容については、抽象的な理論教育にとどまらず、常に事例に即した体系的な学識の修得に配慮することとし、かつ、実務家教員が実務関連科目のみならず、六法科目（2年次配当の民法演習Ⅰ・同Ⅱ・同Ⅲ、民事訴訟法演習、刑事訴訟法演習、3年次配当の公法総合演習Ⅱ、刑事法・民法の各総合演習等）の授業をも一部担当することによって、法曹養成のための実践科目としての充実と、実務的教育への架橋の実現に特に留意している。また、法理論教育と法実務教育の架橋を図るのが法曹基本科目である。そこで、実務教育の導入部分として、民事の要件事実論を扱う民事実務特殊講義を2年次後期に配当し、理論教育科目である法律基幹科目と並行履修させ、早い段階で教育の実をあげられるよう配慮した（刑事実務特殊講義は3年次前期に配当）。また、3年次前期には民・刑事の事実認定論に関する民事裁判の基礎、刑事実務の基礎を配当している（この2科目は法曹基本科目の必修科目）。さらに修得した知識を踏まえ、臨床法学として法律相談を実習してい

くりーガルクリニックを2年次後期または3年次前期に配当し、法廷教室で行うロール・プレイング方式による刑事模擬裁判（3年次前期配当）、ADRおよび民事弁護を講義する民事紛争実務論（3年次前期配当）などを通じ、法的思考能力・現実的問題意識の一層の向上、法曹としての文書・論文作成能力の向上、説得・交渉術の修得を目的とした。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」2-1から2-5まで）

2-3 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮 については、平成18年までは、幅広い学識を涵養し、また、先端的法分野の学識を深化させることができるようにするため、法律応用科目の分類に多数の科目を設置して、非常に幅広い選択肢を用意するとともに、3つの分野（現代ビジネス法、国際法務・国際法、市民生活）のうちの2分野から講義と演習をセット履修するように義務づけていた。しかし、こうした修了要件を充足するためには、不合格となるリスクを考慮してさらにもう1系統の講義・演習を履修するなど、本来の趣旨に反して、むしろ過重負担となっている傾向がみられたので、平成19年からは、エキスパート・ユニットと称して、1系統についてのみ講義・演習を履修誘導する形に改めた。これにより、学生の側でもある程度の余裕ができ、各自の本来の社会的関心や学問的興味に従って先端的法分野の科目を選択・履修するようになったと見受けられる。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点2-1から2-5まで」）

平成19年度からのカリキュラム改正によって、修了要件等を緩和した結果、学生の科目選択の自由度は高くなったが、2-4 カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置 を考慮して、一定の科目に関しては、履修の体系性や望ましい履修順序について指導を行っている。こうした履修指導が功を奏しているかについては、学生の実際の履修行動や成績状況を資料にして、今後分析する必要がある。

(イ) 法律実務基礎科目／法情報調査・法文書作成／実習科目

【現状の説明】（「評価の視点」2-6から2-10まで）

2-6 法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設 については、平成18年までは、法曹基本科目Aとして要件事実論演習、紛争解決論、事実認定論、法曹基本科目Bに法曹倫理の各2単位科目を必修科目として配置していたが、平成19年の入学生より、法曹基本科目において、①法曹倫理、②民事裁判の基礎、③刑事実務の基礎の各2単位3科目を必修科目として配置している。①は実務家教員と研究者教員が、②、③は複数の実務家教員がチームを組んで担当する。

①法曹倫理は、法曹の仕事全般にわたって必要とされる責任感や倫理観を養うことを目的とする。具体的課題と事例の検討を通じて、法曹全体についての使命、行動規範、資質などについてふれ、プロフェッションとしての自覚と倫理観を体得するようにする。研究者教員と実務家教員（裁判官、検察官、弁護士）が分担して講義を行うほか、レポートを

提出させ、あるいはディスカッションを行う方法で進める。

②民事裁判の基礎は、2年次配当の民事実務特殊講義（後述2-8参照）を踏まえ、民事訴訟における要件事実と事実認定についての基礎的な知識を習得させ、理論と実務の架橋のための基礎固めをすることを目標とする。授業の前半では、未学習の基本的な訴訟類型における要件事実について、具体的な事例に基づいて検討し、次に、事実整理（争点整理）の手法について課題レポートによる演習形式で学習させた後、事実認定について、講義と演習形式を併用して基本的な事項を学習させる。

③刑事実務の基礎は、事件の発生、捜査、公判と続く刑事裁判の手續の各段階において、検察官・弁護士・裁判官は具体的にどのような役割を果たすことが期待されているのか、その点についての基礎的な事項を、実際に行われている刑事裁判の実務の状況等を踏まえながら、できるだけ具体的に理解することを目的とする。

2-7 法情報調査および法文書作成を扱う科目の開設 については、法律情報の調査、収集の基本的な考え方や方法論を学び、法律鑑定文書や依頼者への報告書、補助職への指示書の作成技能や法廷における口頭での論述技術を実習して修得することを目的とする科目として、公法・刑事法LW&D演習および民事法LW&D演習の各2単位を開設している。

公法・刑事法LW&D演習および民事法LW&D演習においては、法曹として日常的に行う法律情報の調査、収集とその結果得られた法律情報の加工を行う技能を修得することを目的として、適切、迅速かつ合理的コストにより、法例、判例、法律論文、判例批評などの法律情報を調査、収集し、さらに、調査収集した情報を加工して成果物を作るという訓練を行うことにより、法律情報の調査、収集の基本的な考え方や方法論を学び、法律鑑定文書や依頼者への報告書、補助職への指示書の作成技能や法廷における口頭での論述技術を実習して修得させている。授業では、2、3回に1度くらいの割合で、実際に各種の法律文書を作成する。

なお、入学後のオリエンテーション期間中に、コンピュータによる法情報検索の初歩を教え、民事裁判の基礎、刑事実務の基礎、刑事模擬裁判においては、尋問事項、事実整理、判決の起案を、またリーガルクリニックにおいてはカルテの作成、内容証明郵便、契約書、訴状、調停申立書等の起案を、さらにエクスターンシップにおいてはカルテ、レポートを作成させている。

2-8 法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設 については、①民事実務特殊講義、②刑事実務特殊講義、③刑事模擬裁判（以上、各1単位）、④民事紛争実務論（2単位）、⑤リーガルクリニック（1単位）、⑥エクスターンシップ（2単位）を選択科目として配置している。なお、⑤、⑥は実習科目である。

①民事実務特殊講義は、3年次配当の民事裁判の基礎のうち、要件事実に関する導入講義として位置づけられる科目であり、民事訴訟における訴訟物や要件事実の意義と機能について、売買契約や所有権に基づく明渡請求などの典型的な事例を通じて理解、習得させ

ることを目標とする。

②刑事実務特殊講義は、平成21年の裁判員裁判の実施が目前に迫っていることから、新しい刑事裁判の仕組みの概要と現時点における実務の実情についての基本的な理解の習得を目的として、裁判員制度の概要、裁判員選定手続や裁判員裁判の公判・評議をめぐる諸問題、公判前手続における検察官・弁護士・裁判官の取り組み等について講義する。

③刑事模擬裁判は、刑事裁判の手続の流れについて、具体的な理解を深め、実務への架橋とする趣旨で、実務家教員の指導の下に、学内の法廷教室等を利用して、刑事事件の模擬裁判を実施する科目である。授業では、記録教材やビデオ等を用いて、第一審の公判前整理手続や公判手続の流れについて説明した後、受講生自身が裁判官・検察官・弁護士等の法曹三者役および被告人・証人等の関係者役を分担して、それぞれの手続を実演する。

④民事紛争実務論は、実際の紛争が多種の法や手段を総合的に駆使して解決に至ることから、総合的な事例検討によって、理論と実務の架橋を試みるものである。様々な種類と形態の民事紛争を解決に導くには、紛争処理の方法や手続を熟知し使いこなせることが必要であるから、授業では、民事訴訟手続を中心に事例解説をするが、ADRなど裁判外の紛争処理も取り上げる。

⑤リーガルクリニックは、机上の勉強が実践化していく過程の一端を教員との共同作業による法律相談を通じて経験させることを目的とする。弁護士資格を有する教員とともに法律相談に立ち会い、相談者の了解の下に受講生自身が発問を行って相談者から事実関係を聴き取り、法的助言を行う。教員は適切な助言がなされているかをチェックし、相談の最終段階においては、理論的実務的に可能な最高水準の法的助言をまとめて相談者に提供する。相談役、受講生は、教員の指導の下に相談内容をいわゆるカルテにまとめ、法的知識、思考力、一般常識の確認を行う。その他、内容証明郵便、契約書、訴状、調停申立書等の起案も行う。

⑥エクスターンシップは、法律事務所において実務研修を行い、その成果をまとめて報告させることにより、法的思考および解決手法の修得を目的とする。実務研修にあっては、指導担当弁護士に同道、同席し、現実に生起している問題をいかなる思考と法的知識で解決に導くかを学ばせる。併せて、法曹の日常業務の中で実践されている法曹倫理の具体例を実体験させる。

2-9 臨床実務教育の内容の適切性とその指導における明確な責任体制 については、リーガルクリニックにおいては、1クラス3名以内の学生に対し、1名の専任または非常勤講師が、法律相談およびその検討授業の指導にあたるという体制を組んでいる。担当教員は、実務を取り扱っている現役の弁護士で、素材は、現実に法律紛争や法律上の悩みを抱え、法律相談を希望して本学施設を訪れる市民の生の法律相談事案である。エクスターンシップにおいては、一法律事務所ごとに一名ずつの学生を派遣する体制をとっている。派遣先は、大阪弁護士会から推薦を受けた法律事務所であって、規模や担当弁護士の力量、人柄等について一定程度の保証がなされた法律事務所である。派遣先法律事務所においては、法律相談はもちろん、法廷活動や各種書面の起案などをつぶさに見て、体験して、指

導を受けることができるようになっている。リーガルクリニックの成績評価は、専任または非常勤講師である担当教員自身が行う。エクスターンシップの成績評価は、本学担当専任教員が、派遣先法律事務所の弁護士から学生の評価にかかわるデータの提供を受けたいえ、独自に行う。いずれも、臨床実務教育にふさわしい内容を有しており、かつ指導において明確な責任体制がとられている。

2-10 リーガルクリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応と適切な指導 については、リーガルクリニックとエクスターンシップの授業を実施する際には、学生が学外者のプライバシーその他守られるべき秘密に接することが当然に予想される。そこで、これらの受講にあたっては、まず、法曹倫理の授業を受けていることを条件とし、守秘義務遵守の重要性をあらかじめ十分に周知させる。さらに、受講の直前に学生を一堂に集めて説明会を開催し、諸々の注意点とあわせ、改めて守秘義務の周知の徹底をはかる。その際に、守秘義務に違反する行為を行わない旨および万一これに違反した場合には学則等による厳しい処分を受けても異議がない旨の誓約書に署名・押印させる。学則第51条には、「本研究科の学則又は事務取扱規程に違反し、その他学生の本分に反する行為をした者は、懲戒処分に付する。」と規定し、これを受けて、「リーガルクリニック及びエクスターンシップ受講上の遵守事項内規」を規定し、特に、守秘義務に違反する行為については、学則第51条に違反する行為である旨を明記している。あつてはならないことであるが、万一、問題事案が発生したときには、退学処分も含めた厳しい処分をすることが予定されている。

【点検・評価（長所と問題点）（「評価の視点」2-6から2-10まで）

2-6 法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設、2-7 法情報調査および法文書作成を扱う科目の開設、および2-8 法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設 については、3年間の経験を踏まえて、平成19年度からカリキュラムを改正しているが、いずれも法令基準を踏まえ、かつ司法修習との有機的連携を確保・徹底するという教育目標に沿って適切に授業科目を開設している。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点2-6から2-10まで」）

2-6 法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設 については、平成19年度からのカリキュラム改正によって従来の科目を大幅に改編し、民事裁判の基礎や刑事実務の基礎等の科目は、平成20年度から新たに開講されるため、その内容の適切性、妥当性については、公開授業や授業評価アンケートの分析を通じて、追跡調査をする予定である。

2 - (2) 教育の方法

(ア) 課程修了の要件／単位認定／在学期間

【現状の説明】（「評価の視点」2-11から2-15まで）

2-11 課程修了の要件の適切性と履修上の負担への配慮 については、課程修了の要件として、標準修業年限を3年とし、修了所要単位を94単位以上としている。ただし、法学既修者については修業年限を1年短縮し、修了所要単位を64単位以上としている。いずれの場合も論文の提出を修了要件とはしていない。

2-12 履修科目登録の適切な上限設定 については、過剰な履修を制限して十分な自学自習時間を確保できるように各年次の履修単位数に上限を設定し、1、2年次は36単位、3年次は44単位を履修科目として登録することができる単位数の上限としている。

2-13 他の大学院において修得した単位等の認定方法の適切性 については、他の大学院において履修した単位は、本学法務研究科が教育上有益と認めるときは、30単位を上限として本学法務研究科において修得したものとみなすことができるものとしている。

これと関連して、2-14 入学前に大学院で修得した単位の認定方法 については、本学法務研究科に入学する前に大学院（科目等履修生として修得した単位を含む）において履修した単位は、本学法務研究科に設置する科目に相当すると認められるときは、30単位を上限として本学法務研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとしている。ただし、学生が入学後に他の大学院（外国の大学院またはその通信教育を含む）で履修した授業科目について本学法務研究科において履修したものとみなす単位数とあわせて、総計30単位を超えて認定することはできない。

2-15 在学期間の短縮の適切性 については、本学法務研究科では、入学者選抜に際して法学既修者コースの法律科目試験に合格した者についてのみ在学期間の短縮を行っており（「専門職大学院設置基準」第25条、後述「4学生の受け入れ」参照）、「専門職大学院設置基準」第24条に基づく、法科大学院入学前の修得単位のみなし認定による在学期間短縮制度は実施していない。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」2-11から2-15まで）

2-13 他の大学院において修得した単位等の認定方法の適切性 および 2-14 入学前に大学院で修得した単位の認定方法 については、どのような科目について、どの程度の成績を修めていれば認定してよいか等、具体的な実施細則がまだ準備されていない。これまでのところ、本学法務研究科では、他の大学院における修得単位の認定、入学前の大学院修得単位の認定については開設以来前例はないが、他の大学院、法科大学院からの入学、転学などが早晩生じる可能性があることを考えると、早急に検討する必要がある。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」2-11から2-15まで）

法科大学院のみならず、学部教育（とくに実定法科目）を担う教員は、将来的には研究

者教員であっても法科大学院修了者が就任するのが趨勢になると思われるが、博士課程（後期課程）に進学するにあたり、その入学選考に際して修士論文の提出を求められる場合には、**2-11 課程修了の要件の適切性と履修上の負担への配慮** との関係で、設置科目のなかに研究論文指導を置いていない点が問題になりうる。そこで、平成19年のカリキュラム改正の際に、その研究論文指導の設置の是非についても検討したが、本学大学院博士課程（後期課程）においては、新司法試験合格者については入学選考の際に修士論文の提出を要件としない方針が明らかになったので、今般の改正においてはその設置を見送った。

(イ) 履修指導・学習相談体制

【現状の説明】（「評価の視点」2-16から2-18まで）

2-16 法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導の体制の整備とその効果的な実施 については、まず、入学予定者に対して従来はウェブ上のQ&Aコーナー等により対応していたものを、平成19年度入学生から、授業形式の入学前事前指導を実施することとした。具体的には、11月中旬頃から数回に分けて、法学未修者に対しては憲法、民法、刑法の3科目について、法学既修者に対しては各六法科目について1回から2回（各90分）の学習指導（法体系の説明や学習方法等）を行ったうえ、入学直前の3月頃に裁判所見学を行っているほか、入学式直後のオリエンテーション期間中には、弁護士事務所の見学も実施している（いずれも参加は任意であるが、入学者の半数程度が参加している）。また、科目履修については、入学時の履修ガイダンスにおいて、望ましい履修のあり方等について説明するほか、2年次以降に履修が可能となる法律応用科目については特定の科目のみに履修が集中しないように、事前にアンケート調査を行ったうえで、全体のバランスを勘案した履修が行われるように指導している。実務と理論との架橋を図る上で重要な法曹基本科目であるリーガルクリニックやエクスターンシップ等の科目についても、履修を推奨する方向で指導を行っている。**2-17 教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援** については、各教員が授業1コマ分の時間（90分）を授業時間帯のいずれかにオフィス・アワーとして設定し、学生からの質問や学習相談に対応しているほか、成績不良者については、従来から副研究科長や教学主任が個別に該当者を呼び出して面談を行っている。

2-18 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施 については、従来、若手弁護士によるアカデミック・アドバイザーを設置して、主として授業期間中の毎週土曜日に、民・刑事法と公法について初級・中級・上級の各クラスに分けて学習指導時間を設けており、また、ティーチング・アシスタントについては1室を設けて数名が常駐し、専用のブースで学習相談を受け付ける体制を整えていた。しかし、授業科目によっては、受講生の力量に差があり、個々の授業時間内に求められた課題を適切に達成し、必要な知見を十分に身につけられない例も見受けられたことから、平成20年度から、アカデミック・アドバイザーの指導により運営される特別演習を新設し、法律基幹科目に属する演習科目を中心に、担任教員とアドバイザーの間で授業進度や受講生の理解度等について頻繁に情報交換を行いながら正規授業を補

完する体制を整備することになった。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」 2-16から 2-18まで）

2-16 法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導の体制の整備とその効果的な実施 について、特に法学未修者に関しては、新たに実施している入学前事前指導が、入学前の早い時点で、法科大学院教育のあり方、学習の心構えや方法について知りうる、適切な情報提供の機会になっているようである。不参加者のためには、当日の配付資料をウェブサイトから入手できるようにしているが、当日の指導内容をビデオ収録していることから、これをウェブ上で視聴できるようにして、参加機会の公平を図ることを検討中である。

また、2-17 教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援 については、現状は学生の必要に応じた個別的な相談にとどまっているが、学生の学習状況を積極的に把握する機会を確保する意味からも、平成20年度から、学生を25名程度のグループに分けて担任教員を配置し、日常的に相談に応じる仕組みを導入することになった。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点 2-16から 2-18まで」）

上記(ア) (p. 13「将来への取組み・まとめ」参照)でも述べたように、平成19年度からのカリキュラム改正によって、学生の科目選択の自由度が増したことに対応して、履修指導によって、科目履修の系統性・段階制を周知するように努めている。しかし、それが学生の現実の履修行動にどのように反映しているかについては、履修登録データの分析や平成20年度から導入されるクラス担任制を通じて検証し、効果が認められない場合には、履修指導のあり方について再検討する必要がある。

(ウ) 授業計画等の明示／授業方法／授業を行う学生数

【現状の説明】（「評価の視点」 2-19～ 2-24）

2-19 授業計画の明示 については、冊子体の「法科大学院講義要項」において、当該年度に法科大学院で開講されるすべての講義・演習等について、講義概要、講義計画（4単位科目は28回分、2単位科目は14回分、1単位科目は7回分）、成績評価の方法、教科書、参考書、および担任者からの個別の指示・連絡事項を記載する備考の各項目で明示し、同様の内容を Web 上でも公開している（ただし、講義計画の項目は、毎回の授業内容について数行を記す詳細なもので、いわば授業のノウハウに当たるものを含んでいるため、現在のところ、学外向けの Web 公開については、講義概要の項目に限定している）。

2-20 シラバスに従った適切な授業の実施 については、会社法など全面改正後それほど期間を経っていない科目や新たな重要判例等に対応して授業の進行過程で内容の修正等が行われる場合があるが、大半の科目はあらかじめ明示したシラバスに従って適切に実施されている。

2-21 法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施 については、演習科目では当然のことながら質疑応答および双方向または多方向の討論（ディベート形式も取り入れた）

が中心に行われている（こうした授業形式に適した馬蹄形の教室も設けている）。また、講義科目の場合も、ソクラテス・メソッドによる授業を心がけ、教員同士による授業参観を通じて研鑽を積んでいるが、1年次配当の科目のうち、春学期に開講する憲法1、民法1・2等については、そうした双方向授業が一層容易になるように、30名から40名程度のクラス編成をとっている。

2-22 少人数教育の実施状況 については、少人数教育により実施することになっている演習科目のうち、法律基本科目（本学の場合、法律基幹科目A・同Bに分類）に属する憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、民事訴訟法、会社法、商法の各演習、および公法・刑事法、民事法の各総合演習は、1学年6クラスとし、いずれのクラスも15名から29名の適正な学生数で編成されている。一方、展開・先端科目に属する中国ビジネス法実務演習や国際取引・経済法演習では、42名から50名で編成されるクラスも生じている。

2-23 各法律基本科目における学生数の適切な設定 については、いわゆる法律基本科目のうち、本学においては、1年次配当科目を法律基本科目、2年次以上配当の科目を法律基幹科目と分類しているが、学生数の設定状況は次の通りである。平成19年度における1クラス平均学生数は、1年次配当の法律基本科目のうち2クラスで実施する憲法I・II、民法I・II、刑事訴訟法は、27名から47名、1クラスで実施する刑法I・II、民法III・IV・V、民事訴訟法、商法（会社法・取引法）は、62名から72名となっており、法律基幹科目に属する各演習科目は、上述のように15名から29名となっている。したがって、法律基幹科目は、法令上の標準である50名を20名ないし30名程度下回っているが、法律基本科目の約半数は、標準を20名前後上回っている。

2-24 個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定 のうち、リーガルクリニックにおいては、1クラス3名以内の学生に対して、1名の教員（弁護士資格を有し、現在法律事務所において実務にたずさわっている教員）がクラス担当となっている。法律相談を行う場合にはもちろん、法律相談の検討を行う授業においても、必ず同席して指導するという体制をとっており、各学生に対するきめこまかな教育上の配慮を行い、教育効果をつぶさに見ることができるようになっている。相談者からみても、適度な人数による相談を行うことができる。エクスターンシップについては、一法律事務所に1名の学生を派遣する体制になっている。担当弁護士の法律実務の処理をつぶさに見たうえで、その指導を受けることができる。また、当該法律事務所に複数の弁護士が所属している場合には、担当弁護士の責任において、他の弁護士の法律実務の処理を見ることができ、多様な弁護士の実際の処理を見ることができる。

エクスターンシップはまさに個別指導であり、リーガルクリニックにおいても、3名の学生に1名の担当教員が専属的につく体制であり、個別的指導を行っているといえる。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」2-19から2-24まで）

2-19 授業計画の明示 および **2-20 シラバスに従った適切な授業の実施** については、学生による授業評価アンケートにおいて、「授業内容は、講義要項、授業計画等で示したものに沿った内容でしたか。」の質問に対する回答のうち、「強くそう思う、「そう思う」

の合計が80%を超え、評価平均が4.0となっていることにも示されているように（下表参照）、学生の側からも、適切なものと受け止められているといえよう。

〈学生による授業評価アンケート／法科大学院全体の集計状況〉

1 授業内容は、講義要項、授業計画等で示したものに沿った内容でしたか。			
項目	回答数		グラフ
5. 強くそう思う	500	30.7%	
4. そう思う	838	51.5%	
3. どちらとも言えない	191	11.7%	
2. そう思わない	61	3.7%	
1. 全くそう思わない	35	2.1%	
未回答	0	0.0%	
評価平均	4.0		

2-22 少人数教育の実施状況 については、法律基幹科目に属する演習科目は、平均が25名以下となるクラス編成となっており、少人数教育を実施するに十分適切な状況となっているが、2-23 各法律基本科目における学生数の適切な設定 に関しては、1年次配当の講義科目では、50名から60名の新生に前年度の単位未修得者が加わる結果、70名前後の履修者となる科目が生じている。2クラスに分割すれば問題は解消するが、授業負担の関係もあり、問題解決には至っていない。

2-24 個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定 については、実習科目の意義を重視して、実務家非常勤講師を十分に確保していることから、手厚い指導が行われている。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点2-19から2-24まで」）

2-23 各法律基本科目における学生数の適切な設定 は、科目担当教員数と密接に関連する問題であるから、法科大学院の教員総数の増加を法人に働きかける一方、現在の構成員の科目・分野別配置についても、退職等の異動に際し、各法律基本科目に手厚く再配分する方向で今後の人事を検討している。

(エ) 成績評価・修了認定／再試験・追試験／進級制限

【現状の説明】（「評価の視点」2-25から2-30まで）

2-25 成績評価、単位認定および課程修了認定の基準および方法の明示 については、関西大学法務研究科（法科大学院）学則（「法科大学院要覧」）において、開設科目、配当年次、単位数等とともに、修了要件が規定され、入学式後に行われる入学者対象の履修ガイダンスと学習ガイダンスにおいても、カリキュラムの概要と修了要件、成績評価等の説

明が行われている。また、各科目の評点は、平成18年度以前の入学生についてはA：90点以上、B：89～80点、C：79～70点、D：69～60点、F：59点以下で、D以上が合格としていたが、点数区分が粗く、79点と70点が同じC評価とされ、GPAの計算の精度を低下させる結果となっていたため、平成19年度入学生から、S：90点以上、A+：89～85点、A：84点～80点、B+：79点～75点、B74点～70点、C+：69点～65点、C：64点～60点、F：59点以下で、C以上を合格とすることに変更した。各科目の成績評価の方法については、講義要項において明示されている（たとえば、「期末試験のほか、平常試験、レポート、講義時の質問に対する回答を総合的に評価する。」）

2-26 成績評価、単位認定および課程修了認定の客観的かつ厳格な実施 については、各科目の成績評価は、平常点（講義中の質問に対する発言内容、レポート、数回の小テスト等）を考慮しつつ、筆記、論文等の定期試験により総合的に行われている。複数クラス編成が行われている科目については、成績評価の厳格性と公平性を担保するため、担当者の合議により単一の試験を実施し、採点基準も単一のものを設けている。成績評価の各要素の比率は、定期試験（期末試験）の成績が占める割合を原則として60～70%とすること、科目毎の評点の分布は、80点以上【SとA+とA（旧AとB）】：79点～70点【B+とB（旧C）】：69点～60点【C+とC（旧D）】をおよそ2：4：4の比率、F（不合格者）は履修者の2割程度以内とすること（ただし、履修者が少なく、この基準によりがたい場合は、その状況により適宜調整する）について教員間で合意している。

2-27 再試験の基準および方法の明示とその客観的かつ厳格な実施 については、1年次配当の法律基本科目についてのみ、定期試験の成績等を踏まえ、最終成績が合格点のレベルに達していないと担任者が判断した場合、その該当者を対象に、担任者面談を行い、担任者による学習相談および質問対応等の特別補講を経て、学力確認テストを行っている。

特別補講の対象科目は、春学期は「憲法Ⅰ」、「刑法Ⅰ」、「民法Ⅰ・Ⅱ」、秋学期は「憲法Ⅱ」、「刑法Ⅱ」、「刑事訴訟法」、「民法Ⅲ」、「民事訴訟法」、「商法（会社法）」、「商法（取引法）」であり、1学期3科目8単位、年間5科目12単位を上限に学力確認テストを受験できる。以上の基準および実施方法については、履修説明会において説明し、試験時に改めて試験時間割表に掲示して学生に周知させている。

なお、学力確認テストを行った場合、当初の成績評価が不合格で、特別補講による学力確認テストの結果を加味した評価により合格とすることもできるが、成績の素点は60点を原則として評価している。

2-28 追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施 については、学生が、病気その他やむを得ない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった者で、その理由が教授会において正当であると認められた者に対し、追試験を行うことにしており、追試験制度はあらかじめ明示されている。

追試験受験希望者は、その旨の証明書（医師の診断書等）および「定期試験欠席届」を提出する。ただし、レポートの提出をもって学期試験に代える科目」および「平常授業時

の試験・成績をもって単位認定する科目」については追試験を行わない。なお、追試験受験者の成績評価基準は、通常の期末試験受験者と同様の成績評価基準により採点することとしている。

2-29 進級を制限する措置 および 2-30 進級制限の代替措置の適切性 については、法学未修者1年次生についてのみ進級制限を設け、1年次配当の必修科目30単位中、18単位未満の単位修得者には進級を認めていない。純粹未修者および法学部卒業後相当の年数を経た者、さらに学部卒業後あまり年数を経ていない者も含め成績不良者については、2年次からの演習中心の講義科目を受講しうるだけの基本的学力が不足する結果となるため、これに対処するための措置である。ただ、1年次生のうち当該科目の不合格者の中には、学習時間をもう少し確保すれば合格に達する者、勉強方法の改善によって基本学力を修得しうる者が存在するため、本人の勉学意欲を喪失させず、むしろこれを維持させるための配慮から、上記の特別補講・学力確認テストの受験を認めている。

一方、2年次生から3年次生への進級制は設けていない。カリキュラム上、六法系演習科目、実務関連科目、先端・展開科目および基礎法学・学際分野については2年間にわたる系統的・体系的な勉学成果を求めており、この期間の一貫教育こそが望ましいという立場に立っている。

他方、確認テストは実施されないから、1科目でも修了要件を充足しないなら、修了せず留年となる。各科目につき公正で厳格な成績評価を実施しているため、修了の可否から言えば進級制よりも厳しい結果となっている。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」2-25から2-30まで）

2-26 成績評価、単位認定および課程修了認定の客観的かつ厳格な実施 については、法学未修者において、1年次から2年次に進級できない者が各年度に10%から15%程度の比率で生じ、修了時の留年者についても、最初の修了生を出した平成18年度については5名（法学既修者のみ）であったが、平成19年度には法学未修者から12名、法学既修者から10名の合計22名となり、学生定員（130名）との比率では約15%を超える結果となっており、厳格な成績評価が行われている。成績不良者については、個別に呼び出して副研究科長等が学習相談や指導を行っており、そうした指導が功を奏して成績が向上する場合もあるが、平均的な学力レベルとの格差がいつそう拡大する例も少なくなく、進路指導を含めその指導のあり方は次第に大きな問題となりつつある。

2-27 再試験の基準および方法の明示とその客観的かつ厳格な実施 については、最終成績が合格点に達しないと判断された者にさらに補講等の手厚い措置を施して学力を判定している方法については、更なる勉学と知識習得の機会を与えられるという点で一定の評価をすることができるであろう。しかし、特別補講・学力確認テストについては、結果的に甘い単位認定になることから、一定レベルの学力のない者については、単位を与えないという厳しい対応が必要であるとの意見もある。

2-28 追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施 については、

追試験は大学全体の制度として設けられており、適切性の観点からも、学生のために必要な制度であると評価できる。また、成績評価の基準も適正なものと評価できる。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点 2-25から 2-30まで」）

2-26 成績評価、単位認定および課程修了認定の客観的かつ厳格な実施 については、成績が不良で学習相談や指導によっても成績が向上せず、適性に問題があると思われる学生については、退学勧告を視野に入れた制度を検討するとともに、3年次配当の必修科目も再履修が可能となるようなカリキュラムを組む等の対応策を講じている。

2-27 再試験の基準および方法の明示とその客観的かつ厳格な実施 については、学力確認テストを加味した方法による評価を維持するか否か検討中である。

2-28 追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施 については、レポートの提出をもって定期試験に代える科目については、追試験を行わないとの方法は維持するとしても、成績評価のための代替方法について、明示的なものを一律に定めておくほうが透明性と公正さを確保できるので、現在検討を進めている。

(オ) 教育効果の測定／教育内容および方法の改善

【現状の説明】（「評価の視点」 2-31から 2-36まで）

2-31 教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性 については、現在は、例えば、入試成績と入学後の成績の推移、あるいは入試成績の各要素（適性試験・特別評価項目・法律科目試験または小論文）と入学後の成績の相関関係等に関するデータ集積が中心であり、また、いまだ新司法試験が実施されていない段階では、法科大学院における成績と新司法試験の可否との相関関係も不明であり、そうした中で教育目標に即した教育効果がどの程度達成されているかを測定する仕組みを構築することは非常に困難な作業であることから、いまのところまったく整備されていない状況である。

2-32 教育内容および方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施、 2-33 FD活動の有効性、 については、法科大学院の開設後、直ちに、全学のFD委員会とは別に法科大学院独自のFD委員会（専任教員5名によって構成。1名以上の実務家教員を含む）を設置し、全学のFD委員会とも連携を図りつつ、公開授業の参観、授業評価アンケートの調査結果資料の作成、外国人教員を講師とした外国（カナダ）ロースクールの教授法の研究会などのFD活動を行っており、その成果を授業方法の改善等に役立てている。また、FD委員会によるFD活動とは別に、民事法系、刑事法系、公法系等各分野の教員間で、教材作成や授業方法の進め方についての打ち合わせ、法学未修者の学力低下に伴う教育方法のあり方についての1年次配当科目担当者による検討会なども行われており、これらも教育内容と方法改善に役立っている。

公開授業は、年に2回（春学期と秋学期各1回）、公法系、民事系、刑事系、応用・基礎法学・学際分野の4分野からそれぞれ6～7名の科目担当者（担当者は毎回別の者とし、2年程度で一巡するようにしている）を選んで実施している。同じ分野の教員は原則とし

て参加することとし、また、参加者は書面によって意見を述べることにしているが、各公開授業について2名から5、6名程度の参加実績となっている。なお、公開授業か否かにかかわらず、教員の授業参観はいつでも自由である。

FD委員会の活動は、上記公開授業の参観のほか、事前に公開された成績評価基準の確認・明確化、学生による授業評価アンケート、司法研修所の授業傍聴見学のための教員派遣等を行っている。

2-34 学生による授業評価の組織的な実施 については、履修者10人以上の全科目を対象に、授業内容（2項目）、教授方法（5項目）、授業による成果（2項目）、受講態度（3項目）、施設・設備・機器（5項目）の計17項目についての5段階評価方式と、授業に関する意見、要望、感想などを自由記述する方式の学生による授業評価アンケートを年に2回（春学期と秋学期各1回）実施している。回収方法は、5段階方式については、回収率を上げるため、授業中に記載して終了時に回収し、自由記述方式は、個人を特定できないように、ワープロで記載して、事務室に提出する方法で回収している。

2-35 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備 については、当初は、本学全体の過去の取扱いに合わせて、授業評価アンケートの調査結果を各担当者に戻し、改善策についてはその判断に委ねることとしていたが、平成19年度から、調査結果をバインダーに綴じて学生用ロー・ライブラリーに備え置き、閲覧に供している。

2-36 教育内容および方法に関する特色ある取組み については、現在のところ、特記すべき取組みは実施していない。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」2-31から2-36まで）

2-32 教育内容および方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施 については、法科大学院設置当初は、必ずしも組織的な活動とはなっていなかったが、教育の実践過程で種々の具体的な問題点が明らかになるに従って、これに対処するための活発なFD活動が行われるようになってきている。

2-33 FD活動の有効性 については、特に公開授業の参観は、教員相互にとって非常に参考になり、教育内容・方法の改善のために有効に機能している。また、教員が授業参観している様子を学生が見て、教員が教育改善に取り組む姿勢を目の当たりにすることにより、学生に結果的に好影響を与えているように思われる。

2-35 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備 については、平成19年度から授業評価アンケートの調査結果を学生に開示するようになったが、これを教育の改善にいかにつなげるかは各担任者に委ねられており、改善に組織的に取り組む体制を整備するまでには至っていない。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点2-31から2-36まで」）

2-32 教育内容および方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施 については、ビデオに収録されている授業については、ビデオによる授業参観を通じて教育方法の検討会（この方法は平成16年度に1回だけ行われた）を定期的にも開催することも検討している。

2-35 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備 については、授業評価アンケートの調査結果に関する上記公表システムを組織的に運用する必要があるから、例えば、アンケート結果を素材として教員間の意見交換や教員のコメント集の作成・公表を平成20年度中に実施する方向で検討中である。

3 教員組織

(ア) 専任教員数

【現状の説明】（「評価の視点」3-1から3-3まで）

3-1 専任教員数に関する法令上の基準の遵守 については、本学法科大学院において授業を担当することができる教員は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第20条により、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第4条および第5条、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年3月31日文部科学省告示第53号）に規定する資格に該当する本学の教員（教授および准教授）である。本学の教員は、専任教員と、所属組織、職務および期間を限定して任用する教員である特別任用教員（特別任用教授および特別任用准教授。以下、併せて「特任教員」という。）の2種類で構成される。法科大学院に所属する特任教員は、専門職大学院設置基準に定める専任教員に算入できる教員である（特別任用教育職員規程施行細則（法務研究科）第2条）。

上記の平成15年文部科学省告示第53号第1条第1項により算出され、専攻ごとに置くものとされる専任教員の数には本学においては26名であるところ、平成19年5月1日現在、専任教員数は26名（専任教員18名；実務家教員5名；みなし専任教員3名）であり、法令上の基準は遵守されている。

3-2 1専攻に限った専任教員としての取り扱い については、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年3月31日文部科学省告示第53号）第1条第2項にしたがい、すべての専任教員は、法務研究科1専攻に限り専任教員として取り扱われている。

3-3 法令上必要とされる専任教員数における教授の数 については、現在の専任教員は全員が教授である。

(イ) 専任教員としての能力

【現状の説明】（「評価の視点」3-4）

3-4 教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備 については、現在の専任教員は全員が法科大学院設置年度の前年度において、大学院設置の審査の一環としてすべて科目適合性の審査を受けて合格している。なお、平成19年度より採用した研究者教員2名（刑法専攻1名、刑事訴訟法専攻1名）も、すでに他の法科大学院の教員として科目適合性の審査に合格している。平成19年度より採用した実務家教員1名（中国法専攻）についても、規程にしたがった任用が行われている。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」3-4）

3-4 教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備 については、すべての研究者教員が、各専攻分野において一定期間以上の教育上の業績および一定水準以上の研究上の業

績を有し、また、すべての実務家教員が、専攻分野における一定期間以上の実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有していると判断されている。したがって、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第5条の基準は充足されているので、高度な指導能力の具備という点では問題がない。

(ウ) 実務家教員

【現状の説明】（「評価の視点」3-5）

3-5 法令上必要とされる専任教員における実務家教員の数 については、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年3月31日文部科学省告示第53号）第2条第1項、第3項および第4項により、専任教員のおおむね2割以上は、おおむね5年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者でなければならぬが、専任教員26名のうち8名が、5年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有すると認められる実務家教員である。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」3-5）

3-5 法令上必要とされる専任教員における実務家教員の数 については、専任教員のうち30.7%の教員が実務家教員であり、また、その能力についても、経歴に照らして練達した実務家を選任しており、特に問題はない。

(エ) 専任教員の分野構成、科目配置

【現状の説明】（「評価の視点」3-6から3-8）

3-6 法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置、3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目への専任教員の適切な配置 については、次のようになっている。

まず、入学定員が200名未満の法科大学院における法律基本科目について必要とされる専任教員数は、次のとおりである。

憲法 2名；行政法 2名；民法 2名；商法 1名；民事訴訟法 1名；
刑法 1名；刑事訴訟法 1名

これに対して、平成19年5月1日現在の専任教員の配置は次の通りである。

憲法 2名；行政法 2名；民法 6名；商法 2名；民事訴訟法 1名；
刑法 3名；刑事訴訟法 2名

なお、平成19年10月1日付で、民法に1名、刑事訴訟法に1名の実務家教員が配置された。

基礎法学・隣接科目および展開・先端科目は、労働法・国際取引法・経済法・法哲学・知的財産法・国際公法・中国法について各1名の教員を配置している。また、法律実務基礎科目に1名の教員を配置している。

3-8 主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置 については、法律実務基礎科目については、すべての科目について実務経験がある教員が配置されている。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」 3-6 から 3-8 まで）

3-6 法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置、3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目への専任教員の適切な配置 については、設置基準が要求する最低限度の水準は充足しているが、民事系の法律基本科目とりわけ民事訴訟法の担当教員数が、他の法律基本科目の教員数と比べて少ないという問題がある。また、新司法試験の選択科目のうち比較的履修希望者が多い倒産法関連の担当教員について、専任教員の配置がない点が問題である。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」 3-6 から 3-8 まで）

3-6 法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置、3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目への専任教員の適切な配置 については、法科大学院の教員定員は29名となっており、その範囲内での増員が検討されている。これに基づいて、平成20年度から民法の研究者教員が1名増員され、民事訴訟法については適任者を選定中である。倒産法については検討中である。

（オ） 教員の構成

【現状の説明】（「評価の視点」 3-9 から 3-10まで）

3-9 専任教員の年齢構成 については、専任教員の年齢分布（平成19年5月1日現在）は次の通りである。

31歳から40歳	1名	41歳から45歳	3名
46歳から50歳	6名	51歳から55歳	5名
56歳から60歳	4名	61歳から65歳	0名
66歳から70歳	5名	71歳以上	2名

平均年齢は、56.0歳である（平成19年5月1日現在）。

3-10 専任教員の男女構成比率の配慮 については、専任教員26名のうち女性の教員は4名（15.4%）である。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」 3-9 から 3-10まで）

3-9 専任教員の年齢構成 および、専任教員の男女構成比率の配慮 については、現在の構成はバランスがとれている。また、66歳を超えた教員が26.9パーセントを占める点に問題がなくはないが、この点は相当の経験がないと法科大学院での高度な教育を担うことが困難であることに鑑みると、やむを得ない。また、専任教員と学生数との関係も、本学法科大学院では少人数教育が徹底して実施できる環境にあると評価できる。

(カ) 専任教員の後継者の補充等

【現状の説明】（「評価の視点」 3-11）

3-11 専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮 については、実務家教員については定年退職等の異動があるときには、その出身母体から適切な後継教員が選ばれる慣行がほぼ確立している。研究者教員については、他大学より適切な人材を招聘するよう努めている。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」 3-11）

3-11 専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮 については、今後とも、他大学との間で優秀な人材の確保について熾烈な競争が予想されるところであるが、本学法科大学院が独自に後継者の養成について配慮するまでには至っていない。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」 3-11）

3-11 専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮 については、本学法科大学院の修了者に対して博士課程（後期課程）に進学するルートを確保する必要があるが、この点については、「評価の視点」 2-11から 2-15までの項における【将来への取組み・まとめ】を参照。また右項目には述べられていないが、特に優秀な修了者を選抜して、例えば一定期間内でのリサーチペーパー（研究論文）作成を義務付ける助教に任用するといった方策も考えられるところ、検討課題になるには至っていない。

(キ) 教員の募集・任免・昇格

【現状の説明】（「評価の視点」 3-12から 3-13まで）

3-12 教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程 および、3-13 教員の募集・任免・昇格に関する規程に則った適切な運用 については、関西大学教育職員選考規程にしたがって、教授および准教授の任用および昇任が行われている。したがって、本学法科大学院についてもこの規程が適用されている。設置年度から平成19年5月1日までの間、助教授から教授への昇任人事2件、新規任用人事5件がこの規程にしたがって実施されている。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」 3-12から 3-13まで）

3-12 教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程 および、3-13 教員の募集・任免・昇格に関する規程に則った適切な運用 について、本学法科大学院では、法科大学院の特性に応じた教員の評価体制（人事規程）の整備が行われていない。具体例を挙げるならば、任用および昇任の際に必要なとされる研究業績の数が特に定められていないことなどである。また、法科大学院では教育能力が特に重視される場所、任用および昇任の際に当該教員候補者の教育能力を審査対象とするのか否かは、いまだ議論の対象になってい

ない。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」 3-12から 3-13まで）

3-12 教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程 および **3-13 教員の募集・任免・昇格に関する規程に則った適切な運用** については、大学の選考規程とは別に、法科大学院教員の人事規程を早急に整備しなければならない。たとえば、任用および昇任の際に必要とされる研究業績の数などを明確にルール化する必要がある。また、任用および昇任の際に当該教員候補者の教育能力を審査対象とするのか否かを検討し、仮に審査対象にするのであれば、どのような形で客観的に判定するのかを明確にしておく必要がある。

(ク) 教員の研究条件

【現状の説明】（「評価の視点」 3-14から 3-16まで）

3-14 専任教員の授業担当時間の適切性 については、本学における専任教員の責任授業時間数は、8.0授業時間（特任教授は4.0授業時間）とされている。平成19年度における専任教員の平均授業担当時間は、8.6授業時間となっている（1授業時間は45分）。専任教員のうち実務家教員の平均授業担当時間は、週8.1授業時間となっている。みなし専任教員（特任教員）の年間授業担当単位数は、平均で3.5授業時間である。最も時間数が多い専任教員は15.8授業時間、最も少ない専任教員は5.5授業時間を担当している。最も時間数が多い実務家の専任教員は11.3授業時間、最も少ない専任教員は5.0授業時間を担当している。最も時間数が多いみなし専任教員は4.0授業時間、最も少ない専任教員は3.0授業時間を担当している。

3-15 教員の研究活動に必要な機会の保障 については、関西大学在外研究員等規程、関西大学国内研究員規程および国内研究員研究費支給内規、関西大学研修員規程・研修員研修費支給内規にしたがって、研究専念期間等の制度が保障されている。本学法科大学院教員にもこれらの規程等が適用される。

3-16 専任教員への個人研究費の適切な配分 については、専任教員に対しては平等に年額510,000円、特任教員に対しては平等に年額250,000円の個人研究費が配分されている。その取扱いは関西大学個人研究費取扱規程にしたがうものとされている。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」 3-14から 3-16まで）

3-14 専任教員の授業担当時間の適切性 については、専任教員全体の平均授業担当時間は、教育の準備および研究に配慮した適正な範囲内に収まっていると評価される。しかし、個別的看着ならば、専任教員の平均授業担当時間（8.6授業時間）を上回って担当している専任教員が11名に達し、また、そのうち6名は10.0時間以上の授業を担当しており、教育の準備および研究に支障が生じかねない状況である。なお、10.0時間以上の授業を担当する教員の大部分は、法科大学院の担当科目のほかに、法学部および大学院法学研究科における関連科目の授業を担当している点で、他の専任教員と異なる。

3-15 教員の研究活動に必要な機会の保障 については、大学の定めたルールの下に実施されているが、法科大学院では代替教員の配置が困難なことから、實際上、研究専念期間等の制度をすべての教員が平等に活用できるかどうかは疑わしい。

3-16 専任教員への個人研究費の適切な配分 については、十分なものと評価できる。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」 3-14から 3-16まで）

3-14 専任教員の授業担当時間の適切性 および、3-15 教員の研究活動に必要な機会の保障 については、いずれにしても各科目について現状よりも余裕がある人員配置を行わなければ、問題点を抜本的に解消することはできない。

（ケ） 人的補助体制

【現状の説明】（「評価の視点」 3-17）

3-17 教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備 については、本学法科大学院では、その性格上、研究支援職員を配置することは特に想定されておらず、教育活動を支援する職員を配置している。すなわち、開設にあたっての構想では、学生の自学自習および予習・復習を側面からサポートすべく、チューター制を設け、学生に対する学習支援および個別指導に努めることにしていた。しかし、開設当初の段階では適切な人材の確保ができないこともあり、現時点ではチューター制は実現しておらず、ティーチング・アシスタント（以下、T Aという）制度が採用されている。平成19年5月1日現在、法科大学院に所属する専任教員が指導教員となっている大学院後期博士課程在籍学生を中心に、7名の学生（憲法2名、民事法1名、刑事法1名、国際法2名、法哲学1名）がT A執務室に勤務し、学生からの質問への回答、レポート作成指導などを行っている。なお、各T Aの執務時間はT A執務室の入口に掲示することで事前に公表されている。また、平成19年度からは、本法科大学院の修了者でありかつ新司法試験の合格者、本学法科大学院の修了者で新司法試験の合格発表まで待機している者のうち特に優秀な者7名程度をT Aとして採用している。さらに、アカデミック・アドバイザーとして若手の弁護士（弁護士になって数年以内）13名が、正規の講義・演習の補習として開講される土曜クラスを担当している。このアカデミック・アドバイザー制度は平成20年度よりさらに拡充され、「評価の視点」2-18で述べた特別演習の担当者として、合計18名（在学生向け特別演習に15名、修了者向け特別演習に3名）の任用が決定している。

T Aの任免手続について定める法科大学院独自の規程はなく、本学の職制上は、定時事務職員（1年以内の期間において1日または1週間の勤務時間を個別に契約し雇用した者）として位置づけられ、T Aという独自の資格、身分を有するわけではない。また、現段階では公募による選任手続を行っていない。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」 3-17）

3-17 教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備 については、次のような点が指

摘できる。T Aは法科大学院学生と年齢が比較的近いことから、教員に対するのとは異なり身近に質問等を行うことができる。そのために、学生にとっては利用しやすい存在となっている。しかし、現段階では、基本六法科目すべてについてT Aを配置するには至っていない。また、T Aの採用基準、教員によるT Aの活用基準が整備されていないこともあり、全教員が積極的にT Aを利用できる状態にはなっていない。次に、アカデミック・アドバイザーによる土曜クラスおよび平成20年度から実施される特別演習によって、正規の講義・演習では十分に確保できていない法律的文章力の養成に関して、正規の授業との相互補完体制が整備されている。なお、アカデミック・アドバイザーによる土曜クラスと正規の開設科目との連携のありかたについては、アドバイザーと専任教員との間の意思疎通が必ずしも十分ではなかったが、この点は改善されつつある。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」 3-17）

3-17 教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備 については、すでに述べたとおり修了生から優秀な者を教育研究支援職員として採用していく方向が実現したが、任用の基準を整備する必要がある。また、教員による活用基準も整備する必要がある。

（二）教育研究の評価と教育方法の改善

【現状の説明】（「評価の視点」 3-18）

3-18 専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備 については、FD活動（「評価の視点」 2-32～2-35参照）を別にして特に整備されていない。

【点検・評価（長所と問題点）】 【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」 3-18）

これらの点は、「2 教育内容および方法の改善（「評価の視点」 2-32～2-36）」に譲る。

（サ）特色ある取組み

【現状の説明】（「評価の視点」 3-19）

3-19 教員組織についての特色ある取組み については、本学法科大学院では、具体的に次のような目標を設定し教員配置を行っている。①法律基幹科目にはもちろんのこと、法律基本科目にも実務家教員を一部配置した。②法曹基本科目については、裁判所書記官研修所（現・裁判所職員総合研修所）における教育経験のある実務家や派遣検察官が担当するほか、実務家教員が主体的に担当する。③法律応用科目では、経済活動・企業活動にかかる法分野に、民間企業法務ないし公正取引委員会出身でかつ大学教員としての十分な実績のある教員を配置し、市民生活にかかる法分野にも、不法行為、消費者保護などに詳しい実務家教員や、労働委員会委員および弁護士としても活躍する大学教員を配置している。④外国法関連については、中国法および英米法に重点を置くものとし、前者については中国法実務に長年携わっている日本人実務家教員を採用し、また、後者については、ア

アメリカ人外国法事務弁護士に講義・演習を依頼している。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」 3-19）

3-19 教員組織についての特色ある取組み については、法理論教育を主体とする法律基本科目、法律基幹科目にすべて一定水準の研究業績および一定期間以上の教育経験を有する教員を配置していること、法律基幹科目・法曹基本科目に実務家教員を配置したことは、評価できる。さらに、法律基本科目にも実務家を一部配置したこと、実体法・手続法総合演習科目では、研究者教員と実務家教員ができるかぎり共同して1つのクラスの教育を担当していることは、実務との架橋に特に留意したものということができ、本学独自の長所である。

一方、研究者教員と実務家教員とが共同して懇談したり、研究成果を発表しあったりする機会が設けられていないことのほか、実務関連科目の運営が実務家教員に全面的に委ねられていることから、研究者教員が実務関連科目の内容に対して関心を失い、意見を述べることがないという現状にある点が問題である。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」 3-19）

3-19 教員組織についての特色ある取組み について指摘した問題点は、ほぼすべての法科大学院が直面していると解されるが、これらの点については、実務家教員と研究者教員が共同して教材開発、検討を行うなど、さまざまな場面で両者の交流が行われることによって解消されてゆかなければならない。

4 学生の受け入れ

4 - (1) 学生の受け入れ方針等

【現状の説明】（「評価の視点」4-1から4-3まで）

学生の受け入れにあたっては、本法科大学院は、入学者の多様性を確保し、本法科大学院の教育理念に相応しくかつ本法科大学院における教育を履修するに相応しい優秀な学生を広く公平に入学させることを特に重視して制度設計を行っている。

4-1 学生の受け入れ方針、選抜方法・手続きの適切な設定およびその公表 については、次のとおりである。

法科大学院制度の趣旨ならびに本法科大学院の理念、目的および教育目標をふまえて、本法科大学院は、次の3項目をアドミッション・ポリシーとしている。

- ①市民の立場から、草の根的法曹を養成するため、社会的な活動経験を考慮する。
- ②国際感覚豊かで、世界に雄飛する国際派法曹を養成するため、秀でた語学的素養を考慮する。
- ③複雑化する現代社会をリードする多彩な専門的知識を併せ持つ法曹を養成するため、すでに持っている医師、公認会計士、弁理士、司法書士などの資格を考慮する。また、社会人および非法学部出身者を入学定員の30%以上すなわち39人以上入学させる方針としている。

平成16年度入学者の社会人・非法学部出身者は、101名、平成17年度は84名、平成18年度は78名、平成19年度は74名である。

選抜手続きおよび選抜方法は、次のとおり（ア～エ）である。

（ア）入学試験日程

A日程およびB日程の2回とする。平成16年度入試は、A日程入試を平成16年1月18日に大阪、東京、名古屋および岡山で行い、B日程入試を平成16年3月7日に大阪で行った。平成17年度入試は、A日程入試を平成16年9月25日～26日に大阪および東京で行い、B日程入試を平成17年3月5日～6日に大阪で行った。平成18年度入試は、A日程入試を平成17年9月23日、25日に大阪および東京で行い、B日程入試を平成18年2月18日～19日に大阪で行った。平成19年度入試は、A日程入試を平成18年9月23日～24日に大阪および東京で行い、B日程入試を平成19年2月17日～18日に大阪で行った。

（イ）入学定員およびその内訳

入学定員は130名で、A日程募集定員約120名、B日程募集定員約10名である。平成18年度入試からは、アドミッション・ポリシーに基づき、様々な分野の専門知識・経験を有し実際に社会で活躍している多様な人材を確保するため、A日程入学試験においてのみ、法学未修者（3年修了）コースに「実務経験者」特別枠（10名程度）を設けている。

平成16年度のA日程入学者は137名、B日程入学者は8名、平成17年度のA日程入学者は128名、B日程入学者は7名、平成18年度のA日程入学者は125名、B日程入学者は13名、平成19年度のA日程入学者は132名、B日程入学者は10名である。

コース別の内訳は、平成16年度および平成17年度入試については、法学未修者（3年終了）コース60名程度、法学既修者（2年終了）コース70名程度を目安とし、平成18年度は、法学未修者（3年終了）コース50名程度、法学既修者（2年終了）コース80名程度を目安とし、各コースとも増減はあることとした。平成16年度入学者のコース別内訳は、法学未修者コース86名、法学既修者コース59名、平成17年度入学者のコース別内訳は、法学未修者コース54名、法学既修者コース81名、平成18年度入学者のコース別内訳は、法学未修者コース50名、法学既修者コース88名、平成19年度入学者のコース別内訳は、法学未修者コース64名、法学既修者コース78名である。

(ウ) 受験資格

受験資格は、大学入試センターが実施する適性試験（平成19年度入試からは、大学入試センターまたは日弁連法務財団が実施する適性試験）を受験し、かつ次の条件を満たす者であることとしている。

- ①大学卒業者、または卒業見込み者
- ②大学評価・学位授与機構により学位を授与された者または授与見込み者
- ③外国における学校教育16年の課程修了者または修了見込み者
- ④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者、または修了見込み者
- ⑤文部科学大臣の指定した者
- ⑥大学院に飛び入学した者であって、本法科大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- ⑦短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者およびその他の教育施設の修了者等であって、本法科大学院において、個人の能力の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- ⑧入学時に大学に3年以上在学し、本法科大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者

(エ) 試験方法

試験は、書類審査と筆記試験を行い、総合的な評価に基づいて、合否を判定することとしている。

書類審査では、適性試験の成績および志望理由書、志願者が申告した各種資格や社会経験など本法科大学院で特別評価項目と称している項目の審査を行う。筆記試験の科目は、コースにより異なる。法学未修者コースは、長文読解・小論文試験を行う。法学既修者コースは、法律科目の論述試験を行う。平成16年度入試は、日程の都合上、憲法、刑事法系（刑法、刑事訴訟法）、民事法系（民法、商法〔会社法〕、民事訴訟法）の3科目入試とし、

平成17年度入試は、憲法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法（会社法）、民事訴訟法の6科目入試とした。平成18年度からは、刑事訴訟法・商法（会社法）・民事訴訟法のうち2科目を（財）日弁連法務研究財団が実施する法学既修者試験の当該科目の成績で代替できることにした。

なお、A日程入試は、志願者が800名を超える場合、日程の都合および採点人員の関係上の措置として、書類審査で800名程度に絞って筆記試験を受験させることにしている。平成16年度入試および平成17年度入試はそのような措置をとったが、平成18年度入試については、そのような措置をとらなかった。平成19年度入試については、再び書類審査で筆記試験受験者を800名程度に絞った。

以上のアドミッション・ポリシーないし試験方法は、学生募集要項はもちろんWEBページ上で事前に入志願者をはじめ広く社会に公表されており、各種入試説明会でも周知徹底されている。

4-2 学生の適確かつ客観的な受け入れ については、次のとおりである。

書類審査は、1通の書類を2名の試験委員で審査することによって、客観性・公平性を確保している。志望理由書は、法曹を志す理由が論理的に展開できているかという観点からこれを審査し、特別評価項目は、各種資格や語学能力などを取得の難易度をもとにあらかじめ点数化して、これを評価することになっている。特別評価項目は、2件まで申告できることにしているが、これは、社会経験の豊富なことを評価すると同時に、社会経験の多寡が極端な差となって経験の少ない若い志願者が著しく不利になることを避けるためである。

筆記試験については、未修者コースの長文読解・小論文試験は、法学未修者対象の試験であることから当然のこととして、法学的素養を要する文章は出さないことにしている。ただし、法科大学院の入試である以上、志願者にはいわゆる新聞常識程度は求めることにしている。作題は、専門分野の異なる教員が、以上のような条件にしたがって、集団的討論によって、リード文を選定し、長文の内容把握能力、推論能力、論理的展開能力、意見表明能力等を試す設問を作ることにしている。答案の採点は、あらかじめ採点者全員で討議して定めた採点基準に従って、1通を2名一組で採点し、客観的かつ公平な評価を行っている。さらに採点者の組ごとに不公平が生じないように、得点分布を調整することになっている。その際にも、採点者間で討議を行っている。既修者コースの法律科目試験は、未修コース1年次を履修したものとみなしうる学力の有無を判定する試験に相応しい難易度の問題を、各科目複数の専門教員の討議によって作成している。答案の採点は、複数の採点者で行う。1通を1人の採点者が採点するが、あらかじめ採点者間の討議で決定した採点基準に従って行うので、客観性・公平性は確保されている。さらに、採点者間の不公平が生じないように、得点分布が同じになるように得点調整も行う。その際にも採点者間で討議を行っている。なお、本法科大学院の教育に支障が生じることがないように、基準抵触点を設けている。この点は、学生募集要項において、あらかじめ志願者に告知している。

4-3 志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保 については、前記受験資格をみたす者を平等に扱い、機会の公正を厳正に確保している。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」 4-1 から 4-3 まで）

4-1 学生の受け入れ方針、選抜方法・手続きの適切な設定およびその公表 については、とくに入学定員のコース別内訳が、現在のところ、ほぼ目安どおりに実現できているといえるが、今後も現状のように既修者コースの入学者を入学定員の半数以上とすることが可能かどうかまた妥当かどうかは問題である。コース別内訳は定員ではなくあくまで目安であり、その旨は公表されているところでもあるが、目安とはいえこれと著しく異なる結果は、回避すべきであろう。そうすると、とくに既修者コースの筆記試験は、本法科大学院での教育を受けうる法学の学力を審査する資格試験的な性格を有し、しかも前記のようにこの審査を厳正に行う以上、目安の員数確保が困難になる事態も予想されないわけではない。

また、社会人・非法学部出身者を入学定員の30%以上確保することを方針としているが、志願者に占める社会人・非法学部出身者の割合は漸減傾向にあり、そのなかから本法科大学院での教育に相応しい優秀な入学者を目標とする数だけ確保することが困難になる事態も起こらないとは限らないことが問題である。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」 4-1 から 4-3 まで）

4-1 学生の受け入れ方針、選抜方法・手続きの適切な設定およびその公表 については、入学定員のコース別内訳は、前記のとおり定員ではないので、当面は、入学志願者の入試成績、入学者のその後の本法科大学院での成績の追跡調査を行いながら、毎年度各コースの合格者の員数の目安を柔軟に変更しながら、対応することになろう。もちろん、その際、入学志願者をはじめ社会に対する事前の公表、周知徹底に努めるものとする。社会人・非法学部出身者の確保については、全国的に社会人・非法学部出身者の法科大学院離れの傾向があらわれている厳しい状況のなか、現時点で、本法科大学院では、憂慮すべき事態を免れている。前記のように、平成18年度入試から「実務経験者」特別枠（10名程度）を導入しているが、今後はこのような入試方法の工夫にとどまらず、社会人・非法学部出身者にとっていっそう魅力ある法科大学院となるためのカリキュラムをはじめとする諸制度の改革も考える必要があると思われる。

4 - (2) 入学者選抜試験の実施

【現状の説明】（「評価の視点」 4-4 から 4-10まで）

4-4 入学者選抜試験に関する業務の実施体制とその適切な実施 については、入学者選抜試験に関する業務は、現在のところ、特別の委員会を設けることなく、研究科長の総轄責任の下で、基本的な制度に関わる変更については副研究科長が立案し、具体的な入試実施・採点業務は執行部のメンバーである入試主任が委員長となって入学者選抜実施委員

会を組織し、教務センター専門職大学院事務グループおよび大学院入試課との連携によって業務を遂行している。

4-5 各々の選抜方法の適切な位置づけと関係 については、前記のように、A日程、B日程ともコース別の筆記試験を行っている。法学未修者コースについては、本法科大学院の1年次の教育を受けるに相応しい思考力を試す試験を行い、法学既修者コースについては、本法科大学院の2年次の教育を受けるに相応しい法的知識と法学的素養を試す試験を行っている。このように、各コースの趣旨に即した試験を行っている。本法科大学院では、コースの併願を認めているが、各コースの趣旨の違いをふまえ、同一併願者についても、審査はコースごとに行っており、一方の結果を他方の結果の審査の際に考慮するようなことは一切行っていない。各コースの選抜方法の位置づけと関係は適切である。

4-6 公平な入学者選抜 については、自校推薦や団体推薦等による推薦枠を設けるなどの公平性を欠く入学者選抜は一切行っていない。

4-7 複数の適性試験を採用する際の内容・方法の適切性とその事前公表 については、平成16年度から18年度入試までは、大学入試センター適性試験のみを必須としており、またその旨は、事前に公表されていた。大学入試センターが適性試験から撤退することが決定されていることを受けての対応として、平成19年度入試からは、大学入試センター適性試験と日弁連法務財団適性試験の両者を併用することにした。その利用方法については、日弁連法務財団が作成する得点換算表を利用することとした。以上については、WEBページ上でも発表した。将来、大学入試センターが適性試験をやめた場合には、このような措置は不要になる。

4-8 法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表 については、前記のように、法学既修者コースの筆記試験として法律科目試験を行っており、6科目（平成16年度については、試験科目としては3科目だが、実質は、平成17年度以降と同様に憲法・刑法・刑事訴訟法・民法・商法（会社法）・民事訴訟法である）の合計点の成績上位者を合格としている。なお、基準抵触点に抵触する科目が2科目以上ある場合（ここにいう科目とは、平成16年度入試の場合は、民事系、刑事系という試験科目ではなく、それぞれの民法・商法（会社法）・民事訴訟法、刑法・刑事訴訟法のことである）には、不合格としている。

4-9 法学既修者の課程修了の要件の適切な設定 については、本学法務研究科学則第11条（法学既修者の入学時における単位認定）において、入学試験時に行う法律科目試験に合格し、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者は、その成績に応じて、第1年次配当の必修科目を、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす旨を定めている。上記の法律科目試験に合格したものは1年次に配当されている法律基本科目のうち必修科目30単位を履修したものとみなす扱いであり、在学期間が1年間短縮されることになる。ただし、かかるみなし修得単位数は、同学則第13条において、入学前の既修得単位等の認定および他の大学院における修得単位の認定と合わせて30単位を上限とすることが定められており、法令基準を満たしている。

なお、**4-10 学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムの確立** については、とくに入学者選抜方法等の検証を目的とした組織は設けていな

いが、入学後の成績を追跡調査し、それと入試成績との相関関係の検証を執行部で行っている。

【点検・評価【長所と問題点】】（「評価の視点」 4-4 から 4-10まで）

4-7 複数の適性試験を採用する際の内容・方法の適切性とその事前公表 について、前記のように、平成18年度入試までは大学入試センター適性試験のみを必須としていたが、大学入試センターが適性試験から撤退する事態への対応として、平成19年度入試からは、大学入試センター適性試験と日弁連法務財団適性試験の両者を併用することにし、その旨を迅速に発表した点は評価できると思われる。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」 4-4 から 4-10まで）

改善すべき点はそのつど迅速に対応してきており、今後も改善すべき事項が出てくれば迅速かつ適切に対応する。

4 - (3) 入学者の多様性／身体障がい者等への配慮

【現状の説明】（「評価の視点」 4-11から 4-16まで）

4-11 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮 および 4-12 法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合とその割合が2割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表 については、法学未修者を対象に、実務経験者特別入試（募集定員約10名）を導入して、入学定員の最低1割弱を実務経験者が占めるようにし、さらに、一般入試においては、特別評価項目として、語学能力や各種資格等を掲げて、これらに各40点、計80点の高配点を行い（配点合計は160点となるが、100点を満点とする）、法学以外の課程を履修した者または多様な知識または経験を有する者が入学しやすいように工夫しており、結果的にこれらの者が入学者に占める割合は3割を優に超えている。

4-13 入学試験における身体障がい者等への適正な配慮 については、身体障がい者等に入学試験の受験を促すための特別の仕組みや体制等は整備されていないが、入学後の設備面では、本学が従来から身体障がい者等に対する配慮を重視してきたことから、例えば車椅子を利用する場合でも、授業を受ける際のスペースの確保、建物間の移動を容易にするための段差の解消などの配慮はすでになされている。

4 - (4) 定員管理／休学者・退学者の管理

【現状の説明】（「評価の視点」 4-14から 4-17）

4-14 入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数の管理 については、過去3カ年度（平成16年度～平成18年度）の入学定員に対する入学者数および平成18年4月1日現在、平成19年4月1日現在における在学学生数は次の通りであり、3年

次生が入学定員を2割強上回っているものの（この点につき後述）、ほぼ適正に管理されている。

入学者数

入学定員	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
130名	145名	135名	138名	142名

在籍者数（平成18年4月1日現在）

学 年	区 分	人 数	合 計
1 年	未修者	50名	50名
2 年	未修者	51名	139名
	既修者	88名	
3 年	未修者	78名	161名
	既修者	76名	
	残留者	7名	
全学年合計			350名

在籍者数（平成19年4月1日現在）

学 年	区 分	人 数	合 計
1 年	未修者	64名	64名
2 年	未修者	46名	124名
	既修者	78名	
3 年	未修者	65名 (含残留者16名)	164名
	既修者	99名 (含残留者12名)	
全学年合計			352名

4-15 学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応 に関して、学生収容定員に対する在学学生数が大幅に超過あるいは不足する事態が生じないようにするための措置については、入学段階においては、入学定員を前期120名と後期10名の2期に分けて募集し、合格発表にあたっては、前期入試では正規合格者と補欠合格者の2段階に分け、最終的に入学定員を1割程度上回る入学者を確保している。具体的には、開設初年度の入試においては、入学定員130名に対し、退学者、休学者が数パーセント生じることを想定して、145名の入学者を得た。しかし、2年目以降は、休学者が復学することも考慮して、140名弱の入学者となるように留意している。

4-16 休学者・退学者の状況把握および適切な指導等レベル については、退学者および休学者の状況に関する資料は別紙のとおりである。休学または退学の相談には執行部教員または教務センター専門職大学院事務グループが分担して対応している。本人がこれら

を希望する理由を確認し、場合によっては本人の立場を最大限考慮しつつ退学または休学を翻意させ、退学を休学に変更させたりしている。休学者の中には勉学上の行き詰まりあるいは自信喪失から疾患に罹患した者が数名いる。そのうち登校できる者に対して何度も面談している。なお、休学者について復学または休学延長の申請時に話し合い、状況の把握に努めているが、休学中の者に対し大学側から事務手続以外の機会に本人の状況把握に努めているわけではない。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」 4-14から 4-17）

4-14 入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数の管理 について、平成18年度の3年次生が入学定員を2割強上回る数となっているが、これは、当初予定した募集定員の割合（法学未修者コース60名、法学既修者コース70名）にかかわらず、平成16年度の未修者コースの入学者が86名となったことによる（既修者コースは59名）。しかし、こうした状況は現行司法試験制度から新制度への過渡期における例外的なものであり、今後は法学既修者の割合が増加していくと予想され、本学法務研究科の入学者数も、平成17年度以降はほぼ募集定員の割合（現在は未修者コース50名、既修者コース80名）に近い数となっている。

4-17 学生の受け入れを達成するための特色ある取組み については、すでに述べたように、社会実務経験者の入学を保障すべく、平成18年度入試（平成17年度9月実施済み）より入試改革を行い、未修コース10名につき社会実務経験を重視した特別入試を実施し、多様な入学者の確保に大いに寄与している。

5 学生生活への支援

【現状の説明】（「評価の視点」5-1から5-6まで）

5-1 学生の心身の健康の保持 については、学生の心身の健康の保持のために、大学の保健管理センターにおいて、健康診断ならびに診療をするほか、心身の健康についての相談を受け付けている。また、精神の健康維持・増進を図ることを目的として、保健管理センターに心理相談室が設置されており、相談者に対してカウンセリング等の心理療法が可能な体制も整えられている。その他、学生が心身の健康面について相談したい場合、本法科大学院の教職員のいずれにも相談できるが、学生センターに設けられている学生相談室の利用も可能である。また、中央体育館、トレーニングルーム、室内温水プールならびに簡易シャワーがあり、法科大学院の学生も夜9時まで使用することができ、心身のリフレッシュに役立っていると思われる。

5-2 各種ハラスメントへの対応 については、セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制として、相談員を配し、Eメールと電話のいずれの方法によっても相談が可能な体制を整えている。また、学生センターに設けられているセクシュアル・ハラスメント相談室ならびに学生相談室の利用も可能である。法科大学院の設置初年度である平成16年度から、法科大学院独自の相談員制度を設けていたが、平成19年度からは、以前から設置されていた大学全体としての相談員制度の中に組み込まれ、法科大学院の教員からも相談員および防止委員が選任されている。全学的に、「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」ならびに「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」を設けており、大学全体としてセクシュアル・ハラスメントの防止に取り組んでいる。学生にはリーフレット「関西大学はセクシュアル・ハラスメントを許さない」を配布して、相談窓口・方法とともに防止の重要性を周知している。

5-3 学生への経済的支援 については、経済的支援の制度として各種奨学金制度がある。給付奨学金として、「関西大学法科大学院給付奨学金」は、授業料および教育充実費の全額または半額相当額を給付するものであり、法科大学院の設置初年度である平成16年度から運用を開始した。平成19年度入学者の実績は、全額相当額16名であった。学外の給付奨学金として、「関西大学校友会・法科大学院給付奨学金」は、毎年数名に年額100万円を給付するものであり、法科大学院の設置初年度である平成16年度から運用されているが、平成18年度から出身大学を問わない支援となり、平成18年度には2名が給付を受けた。また、「財団法人小野奨学会・法科大学院給付奨学金」があり、学内での選考により推薦され、月額6万円を給付し、平成16年度は1名、平成17年度は2名、平成18年度からは3名に給付されることになった。

貸与奨学金として、「日本学生支援機構奨学金」の第一種、第二種があり、それぞれ、出願者多数の場合には学内選考を経て推薦され、日本学生支援機構の決定により貸与され

る。また、各種奨学金を補填することを目的として、「関西大学法科大学院教育ローン」の制度がある。大手金融機関と提携し、関西大学が債務保証を行うことにより、担保や保証人なしで学費相当額を低金利で融資する制度である。さらに、家計急変にともない就学が困難になった事態にも対応できるように、「関西大学貸与奨学金（緊急・応急枠）」が設けられている。

経済的支援についての相談は、法科大学院の教職員に随時行うことができるが、全学的には、学生センターで受け付ける体制が整えられている。

各種奨学金の平成16年度から平成18年度までの実績は、以下のとおりである。

法科大学院に係る奨学生実績推移

奨学金種別

(実績額単位：千円)

学内外 制度区分	給付・貸与 区分	奨学金名称	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
			人数	実績額	人数	実績額	人数	実績額
学内	貸与	関西大学奨学金（応急）	0	0	0	0	0	0
	貸与	関西大学短期貸付金	0	0	2	130	0	0
	給付	関西大学法科大学院給付奨学金	12	6,653	34	33,686	40	47,540
学外	貸与	日本学生支援機構第一種奨学金	36	-	60	-	73	-
	貸与	日本学生支援機構第二種奨学金	31	-	87	-	114	-
	給付	関西大学校友会法科大学院給付奨学金	-	-	-	-	2	2,000
	給付	小野奨学会	1	720	2	1,440	3	2,160

(注) 日本学生支援機構奨学金については、貸与単価が複数あり、途中変更もあるため、人数だけの推移に留めた。

5-4 身体障がい者等への配慮 については、身体の機能に障がいがある者には、その障がいの程度に応じ、受験時や入学後の学習に際して特別な配慮をし、特別な措置をとる用意を整えており、学生募集要項にもその旨を記載して受験生に周知している。

大学全体として身体障がい者の修学を支援しており、「施設・設備」の項目の中で記したように、そのための設備もすでに整えられている。本法科大学院が使用する建物もすべてバリア・フリーになっている。たとえば、車椅子が利用できるエレベーターやトイレが完備され、各教室とも車椅子用の座席スペースが確保されており、視覚障がい者のための点字ブロックも設置されている。

大学全体としての取組みとして、聴覚障がい者に対しては、ノート・テーカー（要約筆記）の制度を設けて授業支援を行っている。その他の身体の機能に障がいがある者についても、学生の要望に沿って、その障がいの種類や程度に応じた特別な配慮をし、支援をしてきている。視覚障がい者に対しては、教科書・資料・参考文献等の点字訳を行い、点字図書の購入、資料の音声ソフトのためのデータ入力を行った。また、聴覚障がい者に対しては、ビデオ教材を使用する際に、理解を助けるために字幕を入れ、スライド上映を行う授業について手話通訳者をつけた。学内支援者の育成のために、学生センターにおいて、

学生を対象に課外教育プログラムを実施しており、そのプログラムの中で、手話講習会を実施して手話の技術とともに聴覚障がいについても学ぶ機会を設けており、盲導犬訓練センターへ出向いて視覚障がい者の現状についての勉強会も行われている。日常支援の方法として、学期開始前等の学生の意見聴取の際に、就学関係以外の事項についても懇談を行っており、必要があれば、父母等との懇談についても随時行うこととしている。緊急時の対応として、学生生活課の窓口で相談があれば、随時対応を行っている。就職支援についても、担当者を配置し、採用情報の収集ならびに個別対応を行っている。

これまで法科大学院には特別な措置が必要な学生は入学していないが、すでに全学的取組みが上記のようになされており、入学者がいれば、要望に沿った特別な配慮・支援を行う。

5-5 進路に関わる相談体制 については、進路に関わる学生の相談には、主として執行部教員が対応している。その他の教員に相談する際には、オフィス・アワーが活用されているが、多くの教員がオフィス・アワー以外の時間でも対応している。

進路についての支援体制としては、関西大学キャリアセンターと法科大学院の連携によるキャリア支援がなされており、就職先の情報収集および修了生に対する就職情報の提供を行っている。また、法科大学院と主に本学卒業生で構成される関西大学法曹会の連携によって、司法試験合格者が司法研修所での修習を受ける前に、その準備として弁護士事務所で短期間の研修を受けられるようになっている。司法修習修了者の就職先についても、実務家教員の支援の他に、人的ネットワークの活用として、関西大学法曹会の支援がある。本学法科大学院修了の司法試験合格者に対する祝賀会ならびに新旧司法試験合格者に対する合同祝賀会が開催され、後者は本学と関西大学法曹会の共催で行われる。それらは、同法曹会のメンバーと司法試験合格者による交流の場として活用され、進路・就職相談のための側面的な支援になっている。

5-6 学生生活の支援に関する特色ある取組み については、24時間使用できる自習室には、ブース式になった座席（キャレル）が全学生に設けられており、平穏な状態で学習できるようになっている。また、全学生にロッカーが貸与されている。法科大学院の授業が行われる教室、自習室等がある以文館には学生談話室があり、学生どうしや教員と学生との議論や交流の場として使用されている。

修了生に対する支援として、自習室の自由座席を使用できるようにしている。平成19年11月には大阪市の中心部にあり交通の便もよい天六キャンパスの建物を改装して座席を新設し、修了生の増加に対応した措置をとっている（施設面については、6-2参照）。また、天六キャンパスでは、平成19年11月から、修了生向けの特別演習を行っており、そのためにアカデミック・アドバイザーを増員した（人的な面については、3-17参照）。修了生のうち成績優秀者7人程度をティーチング・アシスタントとして採用し、それによって経済面および学習面での支援を行っている。在校生にとっても、学習に関してのみならず学生生活を送る上での様々なアドバイスを受けることが可能となっている。さらに、従来は専

任教員が個別的に、インターネットを通じてメンバー登録した修了生に情報提供や学習指導を行い、修了生への支援をしてきたが、平成20年度からは、このような支援を特別演習における一つの取組みとして制度的に行うことになった。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」 5-1 から 5-6 まで）

5-3 学生への経済的支援 については、各種給付・貸与奨学金、本学が債務保証を行う教育ローンにより、支援体制が整備されており、**5-4 身体障がい者等への配慮** に関する支援体制も整備されていると思われる。学生の相談を受けて支援を行う事項については、相談に応じて個別に対応している。また、**5-6 学生生活の支援に関する特色ある取組み** として、修了生向けの特別演習、ならびにその中の一つの取組みとして行われるインターネットを通じた学習支援等、修了生に対する支援体制が整備され、そのことが在校生の修了後への不安を和らげつつある。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」 5-1 から 5-6 まで）

5-6 学生生活の支援に関する特色ある取組み については、学生生活の支援をよりきめ細かなものにするために、また、現在ある支援体制をより実効的なものにするために、平成20年度から、クラス担任制を導入することになった。修了生に対する支援としては、平成20年6月から、特別演習をさらに充実させ、本格的支援を行うことになっている。

6 施設・設備、図書館

【現状の説明】（「評価の視点」6-1から6-10まで）

6-1 講義室、演習室その他の施設・設備の整備

関西大学において、法科大学院の講義・演習等を行い、学生が自学・自習を行い、教員が研究を行うための施設・設備としては、以文館（法科大学院棟4,299㎡）、尚文館（大学院棟11,900㎡）等がある。さらにその他の施設として法廷教室（法学部と共用）、リーガル・クリニックのための中之島サテライト教室がある。

講義室、演習室等については、法科大学院基礎データ「IV 施設・設備、図書館」の表に示すとおり法科大学院の専用施設である以文館に講義室3室、演習室2室を設置している。ここには教員と学生のコンピュータを接続し、データの交換、即時試験採点が可能なシステムを設置するほか、講義をビデオ撮影し、コンピュータに保存して、事後に学生が活用できる設備を備えた教室がある。以文館にはさらに、学生の自習室およびロー・ライブラリー（図書室）を設置している。

また、大学院の共用施設である尚文館については、講義室11室、演習室36室を有しており、法学部と共用している法廷教室（119㎡）については、35名収容で授業の様態をビデオ撮影することができる。

これらの講義室・演習室等を有効に利用し、法科大学院の講義等を行っている。

また、リーガルクリニックの授業を実施するにあたり、社会人等への配慮や実習の実施環境等を勘案して、千里山キャンパス内の以文館のほかに大阪市内の大阪府立中之島図書館別館にある関西大学中之島センター内のサテライト教室を利用して市民からの法律相談等の実習を行っている。

6-2 学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保

学生の自習スペースについては、開設当初は以文館のロー・ライブラリー内にある法科大学院の学生専用の閲覧用座席100席および総合図書館内の全学共用閲覧座席2,045席の利用を見込み、尚文館内に設置する自習室3室（166席）とあわせた形での運用を予定していた。それぞれの利用時間については、総合図書館の閲覧座席の利用は9時から22時、以文館のロー・ライブラリーは8時30分から23時、尚文館の自習室については24時間利用可能であった。しかしながら、自習室の利用状況が予想を上回るものがあり、図書館の開館時間等の関係から24時間使用したい旨の要望等もあることから、以文館内や兎島惟謙館内に自習室の増設を行うこととした。当初、尚文館内の自習室の自習席は長机を予定していたが、教育的効果をより高めるために、すべてキャレル机に変更することにしたため、自習用の席数が不足することになったことから、自習室設置場所を見直して、兎島惟謙館にも自習室を増設した。また、学年進行に伴って、学生数が増加することや、修了生にも修了後1年間の自習席利用を認めることにしたことに対応するため、尚文館内にさらに自習室を増やすほか、以文館にも自習室を設置し、合計328席となった。これに伴い、ロー・

ライブラリーや総合図書館の閲覧座席を考慮しなくとも、ほとんどの在学生在が24時間利用可能な自習スペースを確保することができた。さらに、修了生の自習室使用について配慮することとし、平成19年11月に大阪市内にある本学・天六キャンパスの有鄰館を改修し66席のキャレルをあらたに設置し、修了生の利用に供することとした。なお、天六キャンパスの利用時間は、8時30分から23時までとしている。なお、自習室の設備としては、個人用学習キャレルおよびロッカーを貸与し、キャレルには情報コンセント、書棚、蛍光灯設備が付設されている。

また、自習室内に検索用パソコンおよびプリンターが各1台設置されている。

6-3 各専任教員に対する個別研究室の用意

専任教員の個人研究室については、以文館および児島惟謙館に研究用LANが配備された研究室29室（19.8～27.0㎡）を設置し、専任教員1人あたり1室が供与されている。さらに、研究用ロー・ライブラリー（184㎡）、共同研究室（64㎡）、教材開発室（35㎡）等を以文館内に設置している。これらの施設は、教材開発室を除いてすべて24時間利用可能である。

なお、研究室の設備としては、机、書棚、ロッカー、応接セット、洗面台、電話等が設置されている。

6-4 情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備

以文館においては、ネットワーク利用を可能とするために、情報コンセントを設置した講義室・演習室、自習室等において、学生が持参するパソコンをLANに接続可能とすることにより、ネットを通じて法律情報へのアクセスをすることができる。また、教室前面にプロジェクタースクリーンを設置するなど、電子機器の利用による講義や自習をも可能としており、教員と学生のコンピュータを接続し、データの交換、即時試験採点が可能なシステムを設置した教室もある。これらのネットワークの管理については、業者委託により行われている。

また、全学共同利用施設としてのインフォメーションテクノロジーセンター（ITセンター）は、月曜日から金曜日の間、端末機室が21：20まで開室しており、土曜日についても17：50まで利用可能となっている。これにより、夜間や土曜日の学生へのサービス提供が可能であり、技術指導や相談等や利用技術の向上のための講習会等も実施している。

法科大学院の自習室がある以文館・尚文館・児島惟謙館についても、学生証によるカードキーシステムにより、夜間に入館することが可能となっている。また、中之島のサテライト教室においても情報コンセントが設置されており、インターネットによる情報収集が可能である。

6-5 身体障がい者等のための施設・設備の整備

身体障がい者等のための施設・設備の整備としては、法科大学院が主に使用する以文館・尚文館等は、比較的新しく建てられた建物であり、ユニバーサルデザイン化がすすんでい

る。身体障がい者用エレベーターの設置やスロープによる段差の解消がなされており、また、身体障がい者用トイレも各階に設置されており、駐車スペースも確保している。

なお、聴覚障がい者および視覚障がい者については、法科大学院としては入学実績がないが、入学者があった段階で相談を行い必要に応じた対応をすることとしている。以前、大学院の他の研究科において視覚障がい者の学生が在学していた関係で点字入力パソコン等の設備も有しており、点字ブロックおよび点字シールによる誘導・案内も行っている。また、授業の資料等の配布についても、事前にパソコンによる配信を行うことも可能である。

6-6 施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮

施設・設備の充実としての懸案事項としては、自習室について、前述しているように、在学生分の自習室スペースは確保できているが、修了後も司法試験の受験にあたり、引き続き利用を希望するものも含めて利用できるようにするため、常に、利用場所の調整を行っている状況にあるので、教育的効果を高めるためには、修了生用の自習スペースを別途設けることが有効と考えている。このことから、天六キャンパスに修了生を対象とした自習スペースを設置したが、修了生の自習室使用者数の増加がこれからも見込まれるのでさらにスペースの確保について検討を重ねる必要がある。

6-7 図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備

法科大学院において使用する図書については、次の3つに大きく分類できる。全学的に利用可能な総合図書館をはじめとする図書館、法学部教員・大学院生が研究のために利用する法学部資料室および法科大学院生が利用するロー・ライブラリーのそれぞれが収集する図書である。

総合図書館では、関西大学における「学術情報の中核機能を担い、大学が教育及び研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存及び提供」することを目的としており、全学的に利用することから、多岐にわたる分野の約200万冊の図書を収集している。同様に学術雑誌についても平成17年度において5,841タイトルを購入している。

図書館においては、限られた予算のなかで図書を購入するにあたり、教育・研究を支援する基本的図書の収書については、図書委員会の議を経て各分野における必要図書について選定を行っている。

図書館の目録情報は、国立情報学研究所が展開する様々なサービスにも迅速に対応できるよう NACSIS 仕様でデータベース化され、学内はもとよりインターネットを通じて大学から検索が可能である。また、オープンシステム化によりロー・ライブラリーをはじめ学内関係諸機関の書誌・所蔵目録情報一元化をはかり、データベースの構築とオンライン検索の充実を目指している。

法学部資料室においては、法学部教員・大学院生の利用する研究用法学図書室であるが、とくに雑誌のバックナンバーやカレント雑誌を設置し、判例集や法学関係の和雑誌を取り揃えることで研究に供しようとしている。また、CD-ROMやDVDの利用も可能である。

ロー・ライブラリーについては、法科大学院学生用の開架式図書室である。学生が、図書・資料を用いて予習・復習を行う施設であるから、法曹養成に必要な判例集、基本法律図書、一般法律雑誌のほか分野別法律雑誌、各学会の機関誌等を備えている。

これらについては、それぞれの機能による棲み分けを行うことを考慮している。特に図書館においては、メディアの多様化に対応しうる図書館をめざすために、デジタル化ネットワーク化により発展成長してきた電子ジャーナルの導入および文献・情報データベースの有効利用を行っている。電子ジャーナルについては、平成19年3月現在で10,234タイトルの閲覧が可能である。

6-8 図書館の開館時間の確保

関西大学の総合図書館については、授業期間中の開館時間は9：00から22：00、休業期間中においては10：00から20：00である。また、年間の開館日数についても平成18年度は304日にのぼる。このように自学自習の環境は整えられているといえよう。

さらに、法科大学院学生の専用図書を扱うロー・ライブラリーにおいては、年間を通じて8：00から23：00までの使用が可能である。

6-9 国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備

関西大学図書館と他大学との相互利用については、大学図書館間の円滑な相互協力と緊密な連携を図って、「国公立大学図書館間相互貸借に関する協定」の発効により利用者のニーズを満たしている。本学はこの運営、組織役員派遣など主要な役割を果たしている。そのためにネットワーク情報源を開拓するとともに大型WEB版データベースの導入により学内ネットワーク上で利用提供するとともに、国立情報学研究所N I IのN A C S I S - C A T / I L Lシステムを有効活用している。

6-10 施設・設備の整備に関する特色ある取組み

施設・設備の整備に関する特色ある取組みとしては、ひとつにはリーガルクリニックによる関西大学中之島センターにあるサテライト教室の利用がある。市民からの法律相談を行うにあたり、大阪の中心地にある中之島サテライト教室の利用は、相談を受ける者にとっても交通の便がよく、また、近隣に裁判所や法律事務所が多くある立地環境は、学生の指導にあたる実務家弁護士の出講にも好都合であり、学生にとっても法曹の志が醸成されることにもなる。

また、以文館の講義室において、一部の講義をビデオ撮影したものを電子化し、復習をしたい学生や欠席した学生が活用できるように配信することができる教室があり、当該講義の理解を深めるのに寄与している。

さらに、特筆すべきは文部科学省の「法科大学院等形成支援プログラム」に採用され、平成17年度から本格的に稼働した「司法過疎問題解消に貢献する法曹の養成」プログラムである。これについては、鳥根県太田市や高知県安芸市等と本学以文館にあるリーガルクリニックとの間をWebビデオ会議システムを用いて接続し、司法過疎地における住民か

らの法律相談を毎月1回行っている。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」6-1から6-10まで）

6-1 講義室、演習室その他の施設・設備の整備 については、法科大学院専用施設の以文館だけでは講義室、演習室等が不足するために、大学院の共用施設である尚文館を利用しているが、尚文館も会計専門職大学院をはじめとする研究科の設置等により施設面で不足しがちである。

6-2 学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保 については、現状では自習室を希望する学生および修了生の全員にスペースを確保しており、利用時間についても在学生は24時間、修了生についても長時間利用することができるようになっており、評価できる。

6-3 各専任教員に対する個別研究室の用意 をはじめとする施設・設備、図書館のサービス等は、必要性を満たしていると評価できる。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」6-1から6-10まで）

上記〔現状の説明〕**6-6 施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮** で述べたように、修了生の自習室利用増への対応を検討する必要がある。

7 事務組織

【現状の説明】（「評価の視点」7-1～7-5まで）

7-1 事務組織の整備と適切な職員配置

法科大学院の事務組織としては、平成17年度においては、法科大学院事務室を設置し、専任職員4名にて事務を行うとともに講師控室に2名を配置していた。平成17年当時は、学部縦割りで各学部に事務室が設置されており、大学院については法科大学院に法科大学院事務室を設置し、これを除く7研究科をひとつの大学院事務室が統括して事務を行う組織となっていた。

法科大学院事務室の事務分掌としては、教員および学生に関する全般的な事務として、成績管理、学籍管理、入試、FD、学生募集、総合戦略・広報など法科大学院の運営に必要な業務について学内各部署と協力しながら業務を執り行うことであった。

なお、執務時間は授業期間中については月曜日から金曜日の9時から20時、土曜日は9時から17時である。

しかしながら、平成18年度の会計専門職大学院の設置および全学的な事務組織の改編による教務センターの設置とあいまって、平成18年8月から法科大学院の事務は教務センターにおける専門職大学院事務グループとして執り行うこととなった。専門職大学院事務グループの職員の配備については、会計専門職大学院の業務を含めて専任職員7名の体制となった。業務内容としては、従前どおりであるが、講師控室の業務を含めた授業支援等の業務については、以文館の法科大学院に関する授業支援業務を除き教務センターの授業支援グループが行い、入学試験については大学院入試課が担当するところとなった。

全学的な事務組織の再編に伴い、今後、専門職大学院が増えるのに対応して、個別に事務室を増やすのではなく、統合したかたちでスケールメリットによる効率化をめざすとともに、事務の専門性を持たせることにより学生・教員に対するサービスの向上をめざしている。

7-2 事務組織と教学組織との有機的な連携、7-3 事務組織の適切な企画・立案機能

法科大学院の教学組織について、事務組織の改編等はあったが、専門職大学院事務グループとしての教授会や執行部等との関係は従前どおりである。教学組織について、教授会において、教員人事、学生の入学・修了、カリキュラム、その他の法科大学院の運営に関する重要事項の決定を行っている（法務研究科教授会規程参照）。執行部としては、研究科長、副研究科長のほか教学主任2名、学生相談主事、入試主任を置き、法科大学院の運営に関する執行に責任を持つ体制となっている。その他に自己点検・評価やFDをはじめとする各種委員会を置いている。専門職大学院事務グループとしては、研究科長をはじめ執行部との連携を取りながら、その政策実現のために企画・立案に参画し、実施においても運営のサポートを行っている。

7-4 職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取組み

事務組織の機能強化のための取組みとして、関西大学の学部ごとに設置していた学部事務室等を教務センターに事務組織を改編した。これは、縦割りによる学部・大学院の事務室を教務センターに一本化することで、それまで多岐にわたる内容を幅広く行ってきたことで専門性に欠いていたところを改め、担当業務に専門性を持たせることによるサービスの向上をめざしたものである。専門職大学院においては、従前との変更点が少なかったが、入試関係および以文館の法科大学院に関する授業支援を除く講師控室等の授業支援業務は他部署の分掌となり、教学組織、とくに教授会・執行部へのサポートに重点を置くことを目指して組織改革に取り組んでいる。

また、大学主催の研修等による自己啓発を行っているほかに、関西四大学や関東を含めた大学の法科大学院事務担当者の研究会を実施しており、その中で情報交換や意見交換を行い、他大学の動向や本大学の現状を理解し、本研究科のさらなる発展につながるよう努力している。

7-5 法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るための特色ある取組み

法科大学院においては、平成16年度の研究科開設当初から、法科大学院事務室を設置し、教員・学生の双方を対象として研究科全体の事務を執り行ってきた。しかしながら、平成18年度に会計専門職大学院が設置され、将来的にも専門職大学院が設置されることを見込まれてきたこと。また、他方では学生・教員へのサービス向上をめざした事務組織改革が推進され、同年8月に全学的な事務組織の改編に伴い、教務センターが設置されるなかで、教務センターにおける専門職大学院事務グループという位置づけとなり、会計専門職大学院の業務を含めた事務組織が置かれた。この組織においては、従前における授業支援に関する業務は、以文館の法科大学院に関する授業支援を除き移管されたが、それ以外の教授会等の運営や学生対応については、依然このグループにおいて事務を執り行っている。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」7-1から7-5まで）

教務センターの設置に伴い、各部署の業務に対する専門性が高まったことが長所としてある。大学院入試課ができたことにより、大学院入試の実施や広報等を一部署で行うことにより、業務に関するノウハウを増すことができる。また、授業支援チームによる情報機器やAV機器に関するサービス提供の向上が挙げられる。法務研究科としては、このような部署に対して、研究科のニーズを的確に伝え、連携・協力を密接に行うことが重要となる。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」7-1から7-5まで）

「10情報公開・説明責任」【将来への取組み・まとめ】（p.59参照）でも述べるように、授業や講演会の収録ビデオを法科大学院の情報公開の一環としてホームページを通じて発信しようとする場合、現行の業務分担では必ずしも機動性を発揮できない。当初想定していなかった業務に取り組むにあたり、各部署間の機動的な連携をいかに図っていくかは、今後の検討課題である。

8 管理運営

(ア) 管理運営体制等

【現状の説明 8 管理運営】（「評価の視点」 8-1 から 8-2 まで）

8-1 管理運営に関する規程等の整備 については、法科大学院には教授会を置くものとし、その権限および運営について必要な事項は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程において定めている。法務研究科長の選挙については、法務研究科長選挙規程が定められている。

8-2 管理運営に関する決定の尊重 については、本学法科大学院は、所属教員を有する独立研究科として大学院組織の中に位置づけられ、また、独自の教授会を有する等、管理運営上の独自性の確保が可能な組織とされている。教授会の決定した教学および任用等の人事に関する事項の決定は、慣習上、大学理事会において尊重されており、現在までに、法科大学院教授会の決定が理事会等において覆されるような事態は生じていない。

なお、以下では、現状の説明を補足するために、法務研究科の組織構成を概観する。

法務研究科長：法務研究科（法科大学院）長は、法科大学院教授会（以下、「教授会」という。）によって選出され、その議長となり、法科大学院の運営を統括するとともに、学部長・研究科長会議の構成メンバーとなる。

教授会：法科大学院の運営に関する最高意思決定機関として、教授会を置く。教授会は、専任の教授、准教授、専任講師および助教並びに特別任用教員をもって構成し、研究科長の選出、副研究科長の承認、専任教員の任用および昇任その他人事に関する事項、特別任用教員の任用、学則、教育課程、入学試験に関する事項、法科大学院の管理運営上重要な事項をその議決事項としている。構成員の過半数の出席をもって教授会は成立し、その議決は、原則として出席者の過半数の同意をもって行われる。ただし、特別任用教員は、研究科長の選出や教員の任用、および学則に関する事項など、人事・組織に係る事項については議決権を有しない。

研究科長・副研究科長：研究科長は、教授会において議長となり、議事を運営するとともに、決定事項の執行、その他法科大学院の運営に必要な事項の執行に責任を負う。副研究科長は、研究科長の指名にもとづき、教授会の承認を得て任命され、研究科長を補佐する。

執行部：研究科長は、副研究科長に加え、教務やFDを管掌する教学主任（2名）、学籍・教育事項につき管掌する学生相談主事、学生の募集や入試の実施につき管掌する入試主任を指名して、これら6名をもって執行部を構成する。日常的な管理運営上の業務は、教授会の委任を得て、執行部が担当する。なお、執行部は教授会規程等で明文上定められたものではなく、慣習上設置される仕組みである。

各種委員会：法科大学院のカリキュラムの作成や講義・演習担当について実質的に検討・

審議し、FDを統括することを職務とするFD委員会、および法科大学院の自己点検・評価を実施し、第三者評価（認証評価）に対応することを職務とする自己点検・評価委員会を置いている。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」8-1から8-2まで）

8-1 管理運営に関する規定等の整備 および 8-2 管理運営に関する決定の尊重 については、特に問題となる点はない。

イ) 法科大学院固有の専任教員組織の長の任免

【現状の説明】（「評価の視点」8-3）

8-3 専任教員組織の長の任免等 については、法務研究科長選挙規程に基づいて、選挙権の平等・秘密投票の原則のもとに選挙による法務研究科長の選出が行われている。法務研究科長の罷免についてはその原因・手続等を定めた規程は存在せず、解釈上は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程第6条第5号の「その他人事に関する事項」として教授会の審議、議決により決することになると解される。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」8-3）

8-3 専任教員組織の長の任免等 については、法務研究科長の選出はルールにしたがって厳正に実施されていると評価できる。他方、大学院研究科長の罷免、解職に関する規程を事前にルール化していないことは欠点である。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」8-3）

8-3 専任教員組織の長の任免等 については、法務研究科長の罷免、解職に関する規程の整備に関して、その必要性を検討するべきである。

ウ) 関係学部・研究科等との連携

【現状の説明】（「評価の視点」8-4）

8-4 関係する学部・研究科等との連携・役割分担 については、関西大学では、法学部および大学院法学研究科が法科大学院と関連する。

法学部は、法律学科および政治学科から構成されており、法律学および政治学の基礎的教育を担う教育研究機関である。

大学院法学研究科は、平成17年度から前期・後期課程とも、従来の2専攻を廃止して、法学・政治学専攻に統合した。そして前期課程には、新たに法政研究、企業法務および公共政策の3コースを設置した。前期課程の法政研究コースは、より深い学識を得ようとする者、研究者を志望する者などを対象とするもので、いわゆる研究者養成コースに相当し、原則として後期課程への進学を予定する。企業法務コースおよび公共政策コースは、いわ

ゆる高度専門職業人の養成を目的とする専修コースである。前者は司法書士や弁理士、税理士、社会保険労務士などの資格取得を目指す者、企業の法務担当者を志望する者などを対象とし、後者は国家ないし地方公務員、国際機関の職員などを目指す者のほか、マスコミ志望者なども対象とする。

以上から、司法試験および司法修習と連携した実務法曹養成機関である法科大学院と、法学部および大学院法学研究科との間には明確な役割分担が行われている。

他方、法学部および大学院法学研究科との間の連携であるが、法科大学院の専任教員が法学部および大学院法学研究科の講義等の一部を担当している。また、法学部の教員が法科大学院の講義の一部を担当している。また、法科大学院学生に対しては、法学部や大学院法学研究科の科目を追加履修することが認められている（関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第14条）し、大学院法学研究科の学生が、指導教員の許可を得て法科大学院の科目を追加履修することも制度上可能である（関西大学大学院学則第18条）。

法学部・大学院法学研究科と法科大学院の間では、定期的に双方の執行部構成員が協議する機会が設けられており、そこで、具体的な連携の方法が論じられている。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」 8-4）

8-4 関係する学部・研究科等との連携・役割分担 については、特に問題はない。

(エ) 財政基盤の確保

【現状の説明】（「評価の視点」 8-5）

8-5 財政基盤の確保 については、大学全体の基準にしたがって法科大学院に対する予算の配分が行われている。また、教育・研究のための財政基盤の充実を図る観点から、学外・学内の教育・研究助成に対して法科大学院として組織的に応募し、次のような成果を得ている。すなわち、平成16年には、文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「実践的教育推進プログラム」に、「司法過疎問題解消に貢献する法曹の養成」プログラムを提出し採択された（平成16年度から平成18年度まで合計 27,093,000円）。また、平成19年度の文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに、「映像教材を活用した総合的法実務教育の実施」プログラムを提出し採択された（15,039,000円）。さらに、平成19年度の文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに、「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」を共同提出し採択された（19,997,000円）。次に、学内助成としては、平成16年度重点領域研究助成として、課題「法科大学院における法実務と法学教育の結合の試み：地域に根ざしたリーガル・サービスの提供」（581,3000円）、平成19年度重点領域研究助成として、課題「法科大学院における法実務教育の展開：司法過疎地に対する法律相談・法情報提供システムの高度化」（493,8000円）を提出しそれぞれ採択された。また、同じく学内の助成として、平成17年度教育促進費（学部教育リフレッシュ予算）として、課題「裁判員制度による刑事裁判を学ぶ機会を法科大学院学生に提供すること」を提出し採択された（1,345,000円）。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」 8-5）

8-5 財政基盤の確保 については、予算の編成は大学全体の基準にしたがい適正に行われていると評価できる。また、法科大学院設置年度から組織的に、各種の学外・学内の教育・研究助成に応募し、一定の成果を得ていることも評価できる。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」 8-5）

8-5 財政基盤の確保 については、特にない。

(オ) 特色ある取組み

【現状の説明】（「評価の視点」 8-6）

8-6 管理運営に関する特色ある取組み については、最高の意思決定機関である教授会のもとに、管理運営の機能を分掌するために、法務研究科長を長とする執行部が置かれている（「評価の視点」 8-1～8-2）。設置段階では、入試出題委員会、入学者選抜実施委員会、FD実施委員会、人事委員会、総合戦略・広報委員会、募金戦略委員会、国際交流委員会等を設置することで、管理運営の機能を充実させることを計画していたが、専任教員数が30名に満たない組織体においてこのような多様な委員会を設置当初から立ち上げることは、困難であった。また、現実に発生する問題のほとんどでは、迅速な意思決定とその執行が求められることから、管理運営に関する事項の大部分は執行部が機動的に処理している。

【点検・評価（長所と短所） 8 管理運営】（「評価の視点」 8-6）

8-6 管理運営に関する特色ある取組み については、現状では、一部の教員のみが管理運営に携わることとなるために、管理運営に対する各構成員の参加意識が希薄になっているといわざるをえない。また、一部のとりわけ基幹科目を担当する教員が管理運営に関する重責を担っている状況では、教育活動に対する影響ということも懸念される。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」 8-6）

管理運営に関する特色ある取組み については、各構成員の責任意識が希薄化することで、結局は機動的な運営の支障になりかねないという問題がある。したがって、カリキュラム・時間割作成、入学試験、FDに関する事務は、少なくとも個別の委員会を立ち上げて、執行部構成員のみがこれらの事務について責任を負うという状況を改善する必要がある。ただ、現状の専任教員数では、一部の教員だけが複数の委員会を兼務することが避けられず、主要な委員会の立ち上げだけでは問題を解決することにはならない。教員組織の人的充実こそが急務である。

9 点検・評価等

【現状の説明】（「評価の視点」9-1から9-5まで）

9-1 自己点検・評価のための組織体制を整備と、適切な自己点検・評価の実施 については、本研究科は、その活動状況に関する自己点検および評価を行うために、平成16年4月の法科大学院開設に併せて、関西大学大学院法科大学院自己点検・評価委員会規程（以下、「委員会規程」という。）を定め、この規程に基づき法科大学院自己点検・評価委員会（以下、「自己点検・評価委員会」という。）を設置している。

自己点検・評価委員会は、法科大学院の自己点検・評価および外部評価の実施、本学の全学的自己点検・評価との調整、並びに第三者評価（認証評価）への対応並びにその結果の公表を行うことを職務として、副研究科長、法科大学院専任教員から選出された委員3名、専門職大学院事務グループの自己点検・評価担当者の計5名の委員によって組織されている。

自己点検・評価委員会の職掌事項は、①自己点検・評価および外部評価に関する年度活動方針の策定に関すること、②自己点検・評価および外部評価の企画立案、評価項目の設定、実施およびその結果の公表に関すること、③第三者評価への対応およびその結果の公表に関すること、④自己点検・評価、外部評価および第三者評価（認証評価）の結果に基づく、研究科長への改善方策および改善計画案の提言に関すること、⑤改善の達成度の検証結果に基づく、研究科長への改善勧告に関すること、および⑥その他自己点検・評価、外部評価および第三者評価（認証評価）に関すること、である。そして、委員会規程では、2年に一度、自己点検・評価報告書を作成することとされていることから、平成18年3月に「関西大学法科大学院 自己点検評価・報告書」の第1冊を作成・発行した。9-2 自己点検・評価の結果の公表 については、同報告書を、他の法科大学院や関係諸機関に送付したほか、法科大学院内のロー・ライブラリーにも備え置き、学生の閲覧に供している。また、平成20年3月に作成する第2回目の報告書についても、関西大学全体の自己点検・評価報告書に収録したうえで、関係諸機関に送付するほか、ロー・ライブラリーに備え置く予定である。

9-3 自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備 については、自己点検・評価の結果を機動的に改善・向上に結びつけることができるようにするため、自己点検・評価委員会の委員長を執行部のメンバーが兼ねることにしてきたが、平成20年度からは、評価の客観性と改善・向上の機動性とのバランスを考慮し、委員長については、執行部のメンバー以外の委員が就任することにした。

9-4 自己点検・評価の結果の改善・向上への反映 については、第1冊目の自己点検・評価報告書において、学生の履修条件が過重であること、組織的なFD活動が不十分であるなどの点検・評価がなされたことを受けて、カリキュラムに関しては、平成19年度から修了要件単位の軽減や開設科目の見直し等のカリキュラム改革が行われ、FD関係では、学生による授業評価アンケートの結果公表を実現させ、また、教育方法を検討するための

研究会や講演会の開催数を増加するに至っている。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」 9-1 から 9-5 まで）

9-1 自己点検・評価のための組織体制を整備と、適切な自己点検・評価の実施 については、現在のところ、法科大学院教育の改善を中心とする諸施策を適宜かつ迅速に実施するため、執行部の担う役割が大きく、自己点検・評価委員会の活動はそれらを事後的に点検・評価してまとめる結果になっており、組織的な自己点検・評価の実施という点では必ずしも十分なものではない。また、実効性ある自己点検・評価には、あらかじめ目標を設定し、その達成度を点検・評価することが適切であるが、現時点では教育活動等に関する改善目標を設定するには至っていない。今回の自己点検・評価を踏まえ、目標の設定と目標実現の方法について検討する必要がある。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」 9-1 ～9-5 まで）

有効な自己点検・評価を実施するには、問題点の分析や改善策の策定の基礎となるデータを系統的・体系的に収集・蓄積しておく必要がある。しかし、現在のところ、各種データは、執行部が諸施策を立案する必要上作成されている側面が強く、自己点検・評価のために改めてデータを収集する結果となって、二度手間になる場合がしばしばある。今後は、執行部のみならず、FD活動や各教員の教育活動等の改善に役立つデータを体系的に収集・蓄積して一元的に管理する体制を整備する必要がある。

10 情報公開・説明責任

【現状の説明】（「評価の視点」10-1から10-3まで）

10-1 組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開 については、まず、平成15年度から、主として本研究科への入学を検討している読者を想定したパンフレット「関西大学法科大学院—120年の伝統から、法曹の新世紀へ。」（平成19年度から、副題は「法曹の新世紀へ」）を発行し、事務室での無料配布、希望者への郵送配布のほか、新聞社等の主催する進学説明会などにおいて提供してきた。平成18年度までは、①アドミッション・ポリシーと教育理念、②授業科目と教育方法等の具体例、③教員スタッフ、④在学生の声、⑤施設・設備、カリキュラム構成、⑥入学者選抜の各項目により構成されていたが、さらに平成19年度からは、⑦司法修習中の先輩の声、⑧1年次と2年次のモデル時間割も取り上げて、その概要を的確に把握できるように記述している。施設・設備のほか、授業風景や試験問題などの写真も多数掲載して、本研究科における学習生活ができるだけ生き活きと伝わるように工夫している。

また、本研究科の設置申請時よりウェブサイト（<http://www.kansai-u.ac.jp/lis/>）を開設し、教育理念や教育方針、教育内容等のほか、タイムリーな教育活動等の状況について情報提供を行っている。ホームページには、常設項目として、教育理念・方針を語る研究科長のあいさつ、教育内容・スタッフ、施設・設備、入学試験、授業料・奨学金、およびQ&Aを設け、講演会や公開講座、入試問題やその解説などのタイムリーな情報は、TOPICS欄で随時更新している。

入学者選抜、修了年限、学費および奨学金等の学生支援制度についての詳細は「学生募集要項」に記載しており、また、入学前事前指導に関する情報や配布資料は、ホームページにファイルをアップロードし、参加できなかった者もアクセスして入手できるようにしている。

なお、本研究科は、規程に基づき、自己点検・評価報告書を2年ごとに公表することになっており、第1冊目の「関西大学法科大学院 自己点検評価・報告書」を平成18年3月に発行した。

以上のほか、法学教室や法学セミナーなど法学雑誌における法科大学院紹介企画の取材にも積極的に応じ、本研究科の教育理念や教育方針について説明する機会としている。

10-2 学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備 については、上記の情報公開のうち、規程に基づき実施されているのは、関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会規程に基づく自己点検・評価報告書の公表のみであるが、執行部が中心となって各種冊子およびホームページにおいて機動的に情報公開がなされており、必要な体制は一応整備されていると考えられる。

また、10-3 情報公開の説明責任としての適切性 についても、本研究科の活動状況等の現状を知るのに必要な情報は、上記のような各種媒体を通じて適宜提供されており、説明責任の役割も適切に果たしていると考えられる。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」10-1から10-3まで）

10-2 学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備 については、情報公開の手段として、ウェブサイトはもっとも有用であるところ、ホームページの開設当初は、情報の更新が遅いことを指摘する声がかなりあった。しかし、入学前事前指導など業務内容がある程度定型化してきたものは、タイムリーにアップデートできるようになり、改善されてきている。一方、授業内容や教育方法に関する情報の充実を予定していたが、カリキュラムが改正されたこと、および人員不足が影響して、その作業は中断しており、課題として残っている。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」10-1～10-3まで）

以文館（法科大学院棟）内のB1教室は、ビデオ収録システムを備えており、ここで行われる授業や講演会等は、原則としてビデオに収録されている。そこで、法科大学院の活動状況に関する情報公開としては、上記のように、文字情報や写真を各種冊子・ホームページを通じて公開するだけでなく、こうした収録ビデオ（いわゆる動画）の発信も計画しているが、そのためのスキルをもった人員が不足しているため、タイムリーにアップロードできる状況には至っていない。これらが実現できるようになれば、10-1 組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開 は、より適切にこれを果たすことができるようになるため、TA等による対応を含め、体制の整備を検討中である。

資 料

関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則

制定 平成15年6月12日

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この学則は、関西大学大学院学則第3条第2項の規定に基づき、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）（以下「本研究科」という。）の組織及び運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的及び専攻)

第2条 本研究科は、法曹養成に特化した高度専門教育機関として、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うことを目的とする。

2 本研究科に、法曹養成専攻を置く。

(課程及び修業年限)

第3条 本研究科に、修業年限を3年とする専門職学位課程を置く。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第1項及び第11条第1項の規定により30単位を認定された者については、修業年限を1年短縮することができる。

3 前項の規定により修業年限を1年短縮された者が本研究科に入学するときは、2年次生として取り扱うものとする。

(学生定員)

第4条 本研究科の入学定員は130名とし、収容定員は390名とする。

(自己点検及び評価)

第5条 本研究科は、第2条に規定する目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検項目及び実施体制については、別に定める。

(第三者評価)

第6条 本研究科は、教育研究活動等の状況について、文部科学大臣が指定する認証評価機関による第三者評価を受けるものとする。

第2章 教育課程

(授業科目)

第7条 本研究科の教育は、授業科目の授業によって行うものとし、研究指導は行わない。

2 授業科目は、法律基本科目A及び同B、法律基幹科目A及び同B、法律選択科目、法曹基本科目、法律応用科目並びに基礎法学・学際分野科目に分け、3学年に配当する。

3 授業科目の名称、単位数、修了要件等は、別表のとおりとする。

(単位数計算)

第8条 本研究科の授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、原則として15時間の講義又は演習をもって1単位とする。

(2) 実習については、原則として45時間の実習をもって1単位とする。

(単位の修得)

第9条 学生は、所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条 本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(法学既修者の入学時における単位認定)

第11条 入学試験時に行う法律科目試験に合格し、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者は、その成績に応じて、第1年次配当の必修科目を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院における授業科目の履修及び単位認定)

第12条 本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を本研究科において修得したものとみなすことができる。

(単位認定の上限)

第13条 前3条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて30単位を超えないものとする。

(追加科目の履修)

第14条 本研究科が教育上有益と認めるときは、本研究科に開設する授業科目のほか、学生が追加科目として他の研究科若しくは学部又は他の大学院の教育課程の授業科目について履修することを許可することができる。

(履修届)

第15条 学生は、履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を研究科長に提出しなければならない。

2 既に提出した履修届の変更は、特別な事情のない限り認めない。

第3章 試験、修了及び学位

(試験の方法及び時期)

第16条 試験の方法は、筆記によるものとする。ただし、レポートの提出その他の方法によることもできる。

2 試験は、履修した授業科目について、学期末に行う。

(試験成績)

第17条 試験の成績は授業科目ごとに決定し、点数をもって表示し、60点以上を合格とする。その評価は、次のとおりとする。

合 格	}	100点～90点	S
		89点～85点	A+
		84点～80点	A
		79点～75点	B+
		74点～70点	B
		69点～65点	C+
		64点～60点	C
不 合 格		59点以下	

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。
(在学年限)

第18条 本研究科において在学できる年数は、6年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定により修業年限を1年短縮された者は、4年とする。ただし、研究科教授会が相当と認める特段の事情があるときは、1年延長することができる。

(課程の修了及び学位の授与)

第19条 本研究科に3年(第3条第2項の規定により修業年限を1年短縮された者は2年)以上在学し、所定の単位を修得した者をもって、課程を修了したものとし、専門職学位を授与する。

2 専門職学位は、法務博士(専門職)とする。

3 第1項における学位の授与については、本条に規定するほか、関西大学学位規程の定めるところによる。

第4章 教員組織

(担当教員)

第20条 本研究科の授業を担当する教員は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)に規定する資格に該当する者とする。
(研究科教授会)

第21条 本研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関する規定は、別に定める。

(研究科長)

第22条 本研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、本研究科に関する事項をつかさどり、本研究科を代表する。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第23条 本研究科の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を2学期に分け、4月1日から9月20日までを春学期、9月21日から翌年3月31日までを秋学期とする。

(休業日)

第24条 本研究科における休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本大学記念日 昇格記念日 6月5日

創立記念日 11月4日

(4) 夏季休業 7月29日から9月20日まで

(5) 冬季休業 12月21日から翌年1月7日まで

(6) 春季休業 3月24日から3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第6章 入学、休学、退学、除籍等

(入学時期)

第25条 入学時期は、毎年4月とする。ただし、研究科教授会が認めた者を秋学期から入学させることができる。

(入学資格)

第26条 本研究科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

(6) 大学院に飛び入学した者であって、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(7) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したものの

(8) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(9) その他本研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学試験)

第27条 本研究科に入学を志願する者は、入学試験を受験しなければならない。

2 入学試験は、研究科教授会が定める方法により、学力及び人物について考査する。

(入学の出願)

第28条 入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。

(入学手続)

第29条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学金、授業料その他の学費を納入し、かつ、所定の在学保証書を提出しなければならない。

2 前項の手続を完了しない者は、入学を許可しない。

(休学)

第30条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、保証人連署の休学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。

2 休学を許可された者は、学費規程に定める所定の学費を納入しなければならない。

3 休学に関する規定は、関西大学大学院法務研究科(法科大学院)事務取扱規程に定める。

(復学)

第31条 休学した者が、復学を希望するときは、保証人連署の復学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復学の許可を得なければならない。

2 復学に関する規定は、関西大学大学院法務研究科(法科大学院)事務取扱規程に定める。

(退学)

第32条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて、研究科長に提出しなければならない。

2 退学に関する規定は、関西大学大学院法務研究科(法科大学院)事務取扱規程に定める。

(再入学)

第33条 前条により退学した者が、再入学を希望するときは、保証人連署の再入学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て再入学の許可を得なければならない。

2 再入学に関する規定は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）事務取扱規程に定める。

(除籍)

第34条 所定の期日までに学費を納入しなかった者は、指定された納入猶予期間内に滞納学費を納入しない限り除籍する。

2 前項の納入猶予期間に関する規定は、学費規程に定める。

3 除籍に関する規定は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）事務取扱規程に定める。

(復籍)

第35条 前条の規定により除籍された者が、復籍を希望するときは、保証人連署の復籍願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復籍の許可を得なければならない。

2 復籍に関する規定は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）事務取扱規程に定める。

(転入学生の扱い)

第36条 他の法科大学院の学生が、所属法科大学院の研究科長の承認書を付し、学期の開始日までに、本研究科に転入学を志願したときは、選考のうえ、許可することができる。

(転学の許可)

第37条 本研究科から他大学の大学院に転学しようとする学生は、理由を付して、保証人連署のうえ、願い出て許可を得なければならない。

(転科等)

第38条 本研究科から、本大学院の他の研究科に転科することは、許可しない。ただし、研究科教授会が相当と認める特段の事情があるときは、この限りでない。

第7章 学費等

(入学検定料)

第39条 入学を志願する者は、学費規程に定める入学検定料を納入しなければならない。

(学費等)

第40条 入学金、授業料その他の学費及び手数料に関する規定は、学費規程に定める。

2 既に納めた学費等は、返還しない。

第8章 委託学生、科目等履修生及び交流学生

(委託学生)

第41条 公共団体及びその他の機関から、本研究科の特定の授業科目の履修について委託があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考のうえ委託学生として許可することができる。

2 委託学生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

3 試験に合格した者には、願い出により証明書を交付する。

(科目等履修生)

第42条 本研究科の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考のうえ科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生に関する規定は、別に定めるところによる。

(交流学生)

第43条 他の法科大学院の学生で、当該大学の許可を受けて本研究科の特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考のうえ交流学生として許可することができる。

2 交流学生の取扱いは、研究科教授会において定めるものとする。

(学則の準用)

第44条 委託学生、科目等履修生及び交流学生については、本章に規定するほか、正規の学生に関する本学則の規定を準用する。

第9章 奨学制度

(奨学)

第45条 本研究科の学生で、経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力が優れている者に対しては、奨学の方法を講じることができる。

2 奨学の方法については、別に定めるところによる。

第10章 留学

(留学)

第46条 本研究科は、本大学の協定又は認定する外国の大学若しくは大学院へ留学を希望しようとする者を留学させることができる。

2 前項の留学期間のうち1年は、第3条に定める修業年限に算入する。ただし、第3条第2項の規定により、すでに修業年限を1年短縮されている場合は算入できない。

3 留学に関する規定は、別に定めるところによる。

第11章 施設及び設備

(講義室等)

第47条 本研究科には、その教育に必要な講義室、演習室、自習室等を備えるものとする。

2 本研究科の教育のために本大学の学部、研究科、附置研究所等の施設は、その教育研究上支障を生じない場合には、必要に応じ、共用することができる。

(ロー・ライブラリー)

第48条 本研究科にロー・ライブラリーを設け、教職員及び学生の閲覧に供する。

第12章 厚生保健施設

(厚生保健施設の利用)

第49条 厚生保健施設及びその利用に関しては、別に定めるところによる。

第13章 賞罰

(表彰)

第50条 人物、学業ともに優秀な者は、表彰する。

(懲戒)

第51条 本研究科の学則又は事務取扱規程に違反し、その他学生の本分に反する行為をした者は、懲戒処分に付する。

- 2 懲戒は、譴責、停学及び退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

第14章 改正

(改正)

第52条 本学則の改正は、研究科教授会の議を経なければならない。

第15章 補則

(補則)

第53条 本学則に定めるほか必要な事項については、関西大学大学院学則及び関西大学大学院法務研究科（法科大学院）事務取扱規程の定めるところによる。

附則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

法務研究科

法曹養成専攻

I 授業科目、単位数

類別	授業科目	単位	配当年次	類別	授業科目	単位	配当年次	類別	授業科目	単位	配当年次					
法律基本科目A	必修科目	憲法Ⅰ（統治の基本構造）	2	1	法曹基本科目	必修科目	会社法発展講義	2	2	法律応用科目	共通科目	国際公法	2	2・3		
		憲法Ⅱ（基本的人権）	2	1			公法・刑事法LW&D演習	2	2			国際私法	2	2・3		
		刑法Ⅰ（総論）	4	1			民法法LW&D演習	2	2			国際経済法	2	2・3		
		刑法Ⅱ（各論）	2	1			法曹倫理	2	2			国際取引法	2	2・3		
		刑事訴訟法	2	1			民事裁判の基礎	2	3			国際法演習	2	2・3		
法律基本科目B	必修科目	民法Ⅰ（財産取引法総論）	4	1	選択科目	刑事実務の基礎	2	3	渉外法律実務演習			2	2・3			
		民法Ⅱ（財産取引法各論）	4	1		リーガルクリニック	1	2・3	行政手続・情報公開法			2	2・3			
		民法Ⅲ（不法行為法）	2	1		エクスターンシップ	2	2・3	租税法1			2	2・3			
		民事訴訟法	4	1		民事実務特殊講義	1	2・3	租税法2			2	3			
		商法（会社法）	4	1		刑事実務特殊講義	1	3	環境法			2	2・3			
		民法Ⅳ（家族1）	2	1		刑事模擬裁判	1	3	現代法特殊講義1			2	2・3			
		民法Ⅴ（家族2）	2	1		民事紛争実務論	2	3	現代法特殊講義2			2	2・3			
商法（取引法）	2	1	知的財産法1	2	2・3	現代法特殊講義3	2	2・3								
法律基幹科目A	必修科目	公法総合演習Ⅰ（基本的人権）	2	2	法律応用科目	エキスパート・ユニット	選択科目	知的財産法2	2	3	基礎法学・学際分野科目	基礎法学・学際分野科目	選択科目	法哲学・法理論	2	2・3
		公法総合演習Ⅱ（司法制度論）	2	3				知的財産法演習	2	3				法哲学・法理論演習	2	2・3
		刑法演習Ⅰ	2	2				経済法1	2	2・3				比較法	2	2・3
		刑法演習Ⅱ	2	2				経済法2	2	3				法と社会1	2	2・3
		刑事訴訟法演習	2	2				経済法演習	2	3				法と社会2	2	2・3
		行政法演習	2	2				労働法1	2	2・3				法と社会3	2	2・3
		刑事法総合演習	2	3				労働法2	2	3				法と社会4	2	2・3
法律基幹科目B	必修科目	民法演習Ⅰ	2	2				労働法3	2	3				法と社会5	2	2・3
		民法演習Ⅱ	2	2				労働法演習	2	3						
		民法演習Ⅲ	2	2				中国ビジネス法講義1	2	2・3						
		民事訴訟法演習	2	2				中国ビジネス法講義2	2	3						
		会社法演習	2	2				中国ビジネス法講義3	2	3						
		商法演習	2	2	中国ビジネス法演習	2	3									
		民事法総合演習	2	3	金融法	2	2・3									
法律選択科目	選択科目	行政法概論	2	2	共通科目	倒産法1	2	2・3								
		行政救済法	2	2		倒産法2	2	3								
		憲法判例演習	2	2		国際契約実務論	2	2・3								
		民法判例演習	2	2		民事執行・民事保全法	1	2・3								
		民事訴訟法発展講義	2	2		国際人権・人道法	2	2・3								

II 修了要件

- 1 以下の科目を含め94単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目は修得しても修了に要する単位には含めないものとする。
 - (1) 法律基本科目Aから必修科目12単位
 - (2) 法律基本科目Bから必修科目18単位
 - (3) 法律基幹科目Aから必修科目14単位
 - (4) 法律基幹科目Bから必修科目14単位
 - (5) 法律選択科目から8単位
 - (6) 法曹基本科目から必修科目6単位を含む8単位
 - (7) 法律応用科目から16単位
 - (8) 基礎法学・学際分野科目から4単位
- 2 履修制限単位

次に掲げる単位数を超えて、履修を届け出ることはいできない。

 - (1) 第1年次及び第2年次 36単位
 - (2) 第3年次 44単位
- 3 進級制度

1年次終了時において、1年次配当の必修科目を18単位以上修得できていなければ、2年次以上配当科目の履修を認めない。

関西大学大学院法務研究科（法科大学院）事務取扱規程

制定 平成15年6月12日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（以下「学則」という。）の規定に基づき、関西大学大学院法務研究科（以下「本研究科」という。）における事務取扱等に関する必要な事項を定める。

(学籍番号)

第2条 学則に定める入学手続を完了した者には、入学許可者として学籍番号を付与する。

2 学生の在学中におけるすべての事務は、この学籍番号によって処理する。

(学生証)

第3条 学生に、本研究科の学生であることを証明する学生証を交付する。

2 学生は、学内外において学生証を常に携帯しなければならない。

(学生証の再交付)

第4条 学生証を紛失又は汚損したときは、教務センターに届け出て、再交付を受けることができる。

(学生証の返還)

第5条 学生証は、課程修了、退学及び除籍、又はその有効期間を経過したときは、直ちに返還しなければならない。

(届出事項の変更)

第6条 入学手続書類をもって届け出た事項に異動があったときは、当該事項について異動届を提出しなければならない。

第2章 休学、復学、退学、再入学、除籍及び復籍

第1節 休学

(休学手続)

第7条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、学則第30条第1項の規定に基づき、保証人連署の休学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。

2 前項の休学願は、第9条に規定する場合を除き、休学しようとする学期の5月31日又は10月31日までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、当該学期の学費を納入しているときは、次の期日まで休学手続をとることができる。

春学期に休学するとき 7月30日

秋学期に休学するとき 1月30日

(休学期間)

第8条 休学期間は、休学を許可された日からその学期の末日までとする。

(休学延長の手続期間)

第9条 次学期も引き続き休学を希望する者は、休学期間中の9月5日から9月14日まで又は3月1日から3月24日までに第7条第1項に規定する手続を行わなければならない。

(休学の可能期間)

第10条 休学できる期間は、通算して4学期以内とする。ただし、在学年数に算入されない学期が通算して4学期を超えるときは、休学を許可しない。

(休学期間と在学年数)

第11条 休学期間を含む学期は、在学年数に含めない。

(休学者の学費)

第12条 学則第30条第2項の規定に基づき、休学を許可された者は、学費規程に定める所定の学費を納入しなければならない。

2 前項における所定の学費は次のとおりとする。ただし、入学初学期は除くものとする。

(1) 春学期の休学を希望し、5月31日までに休学願を提出したときは休学在籍料

(2) 秋学期の休学を希望し、10月31日までに休学願を提出したときは休学在籍料

(3) 前2号いずれにも該当しないときは当該学期の学費

第2節 復学

(復学手続)

第13条 休学した者が、復学を希望するときは、学則第31条第1項の規定に基づき、保証人連署の復学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復学の許可を得なければならない。

(復学の手続期間)

第14条 前条の復学願は、休学期間中の9月5日から9月14日まで又は3月1日から3月24日までに提出しなければならない。

(復学の時期)

第15条 復学の時期は、学期の始めとする。

(復学の制限)

第16条 休学している学期内の復学は、許可しない。

(復学者の学費)

第17条 復学した者は、復学した学期から学費規程に定める学費を納入しなければならない。

第3節 退学

(退学手続)

第18条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、学則第32条第1項の規定に基づき、保証人連署の退学願に学生証を添えて、研究科長に提出しなければならない。

(未手続者の退学)

第19条 休学している者が、学則第30条第1項に規定する休学の手続又は学則第31条第1項に規定する復学の手続を行わなかったときは、その学期末日の9月20日又は3月31日をもって退学にする。

(在学年数超過者の退学)

第20条 学則第18条に規定する在学年数で修了できない者は、その学期末日の9月20日又は3月31日をもって退学にする。

(処分退学)

第21条 学則第52条第3項に規定する者は、学則第52条第1項の規定に基づき、研究科教授会の議を経て退学処分に付する。

(在学年数との関連)

第22条 退学となった学期は、在学年数に含めない。ただし、第20条に規定する場合を除く。

第4節 再入学

(再入学手続)

第23条 学則第32条第1項により退学した者が、再入学を希望するときは、学則第33条第1項の規定に基づき、保証人連署の再入学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て再入学の許可を得なければならない。

(再入学の手続期間)

第24条 前条の再入学願は、再入学を希望する前学期の9月5日から9月14日まで又は3月1日から3月24日までに提出しなければならない。

(再入学の時期)

第25条 再入学の時期は、学期の始めとする。

(再入学の制限)

第26条 退学になった学期内の再入学は、許可しない。

2 在学年数に算入されない学期が、通算して4学期を超えるときは、再入学を許可しない。

(再入学金の納入)

第27条 再入学を許可された者は、許可された日から再入学を希望する前学期末日の9月20日又は3月31日までに学費規程に定める再入学金を納入しなければならない。

2 再入学を許可された者が、前項に規定する期日までに再入学金を納入しないときは、再入学を取り消す。

第5節 除籍

(除籍)

第28条 所定の期日までに学費を納入しなかった者は、指定された納入猶予期間内に滞納学費を納入しない限り、学則第34条第1項の規定に基づき、除籍する。

(除籍日)

第29条 前条の除籍日は、春学期を7月31日、秋学期を1月31日とする。

(在学年数との関連)

第30条 除籍期間を含む学期は、在学年数に含めない。

第6節 復籍

(復籍手続)

第31条 除籍された者が、復籍を希望するときは、学則第35条第1項の規定に基づき、保証人連署の復籍願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復籍の許可を得なければならない。

(復籍の手続期間)

第32条 前条の復籍願は、復籍を希望する前学期の9月5日から9月14日まで又は3月1日から3月24日までに提出しなければならない。

(復籍の時期)

第33条 復籍の時期は、学期の始めとする。

(復籍の制限)

第34条 除籍になった学期内の復籍は、許可しない。

2 在学年数に算入されない学期が、通算して4学期を超えるときは、復籍を許可しない。

(復籍料の納入)

第35条 復籍を許可された者は、許可された日から復籍を希望する前学期末日の9月20日又は3月31日までに学費規程に定める復籍料を納入しなければならない。

2 復籍を許可された者が、前項に規定する期日までに復籍料を納入しないときは、復籍を取り消す。

第3章 学費納入と単位認定の関連

(学費と単位認定)

第36条 学費を滞納している者は、指定された納入猶予期間内に滞納学費を納入しない限り、授業科目の単位認定は行わない。

2 前項の納入猶予期間及び学費は、学費規程に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成18年10月12日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この規程(改正)は、平成19年4月1日から施行する。

結びに代えて

本報告書は、関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会規程に基づき、2年ごとに作成した第2回目の報告書である。2006年3月に刊行した第1回報告書は、関西大学法科大学院が開設されてまだ2年に満たない時点でまとめたものであり、想定外の事態に右往左往する現場レポートのごとき内容になっていた。第2回報告書は、法科大学院が発足して4年を経過し、2007年度からは過去の経験を踏まえてカリキュラム改革を実施するなど、教員も学生もやっと地に足が着いてきた状況を報告できたと考えている。

一方、全国の法科大学院を取り巻く状況は、当初計画の新司法試験合格者数3000名を削減する議論が起こるなど、むしろ以前より厳しくなっており、法科大学院生たちが落ち着いて勉強できる環境には必ずしもなっていない。人生の選択をして入学してきた学生を相手に、弥縫策のような改革に手を付けることは厳に戒めてもらいたいものである。

本報告書作成の基礎となるデータ等は、原則として2007年5月1日現在を基準日としているが、2007年度からカリキュラムが改正されたのを受け、新たな改革や制度導入が基準日以後に行われているため、可能な限り最新の内容を盛り込んでいる。一方、2006年3月に刊行した第1回報告書では、報告書本文の後にデータ編を設けて、科目群ごとの成績結果一覧や、本学では従来公表されていなかった授業評価アンケートの結果の一部を実験的に収録した。しかし、これらのデータは、より詳細なデータ集を作成して学生等の閲覧に供することとしたので、今回の報告書では収録していない。

開設から4年を経過して、相当程度のデータが蓄積された。これらデータを分析・検討して改善策を講じることがFD活動に期待されるが、組織的なFD活動が必ずしも軌道に乗っていないため、データの活用が十分にできているとは言い難い。こうした状況の改善が、今後取り組むべき主要な課題になると思われる。

2008年3月 関西大学法務研究科自己点検・評価委員会

関西大学法科大学院 自己点検・評価報告書

2008年3月31日発行

発行所 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）
〒564-8680
大阪府吹田市山手町3-3-35
TEL 06-6368-1121(代表) FAX 06-6368-1315
<http://www.kansai-u.ac.jp/lis/>

印刷所 株式会社 遊文舎